

訪問支援員研修

研修項目2：支援対象者像の理解

—— 子育て世帯訪問支援事業 ——

目次

- 01 子育て世帯訪問支援事業の支援対象者… 2
- 02 児童虐待に対する理解… 3
- 03 対象となる保護者やこどもが抱えているもの… 34
- 04 予期せぬ妊娠と周産期メンタルヘルス… 35
- 05 貧困家庭… 44
- 06 ひとり親世帯… 51
- 07 ヤングケアラー… 55
- 08 精神疾患を抱える保護者… 66
- 09 障害を抱えるこどもの保護者… 72
- 10 その他、保護者の支援ニーズ（困りごと）… 86

子育て世帯訪問支援事業の支援対象者

支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

児童虐待とは | 定義

児童虐待とは？

- ※「児童虐待の防止等に関する法律」第2条で、保護者がその監護するこどもに対して行う次に掲げる行為を「児童虐待」と規定
- ※ 児童虐待の4つの類型

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

児童虐待とは | 類型別説明①

「児童虐待」の4つの類型とその定義

身体的虐待

「身体的虐待」は、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある**暴行を加える**こと。

ネグレクト

「ネグレクト」は、児童の心身の正常な発達を妨げるような**著しい減食**又は**長時間の放置**、保護者以外の同居人による前二号（身体的虐待・性的虐待）、又は次号（心理的虐待）に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての**監護を著しく怠る**こと。

※「ネグレクト」は、無視、放置といった意味であり、児童虐待で「ネグレクト」は、「**保護の怠慢**」「**養育の放棄・拒否**」などと訳されている。

児童虐待とは | 類型別説明②

「児童虐待」の4つの類型とその定義

性的虐待

「性的虐待」は、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

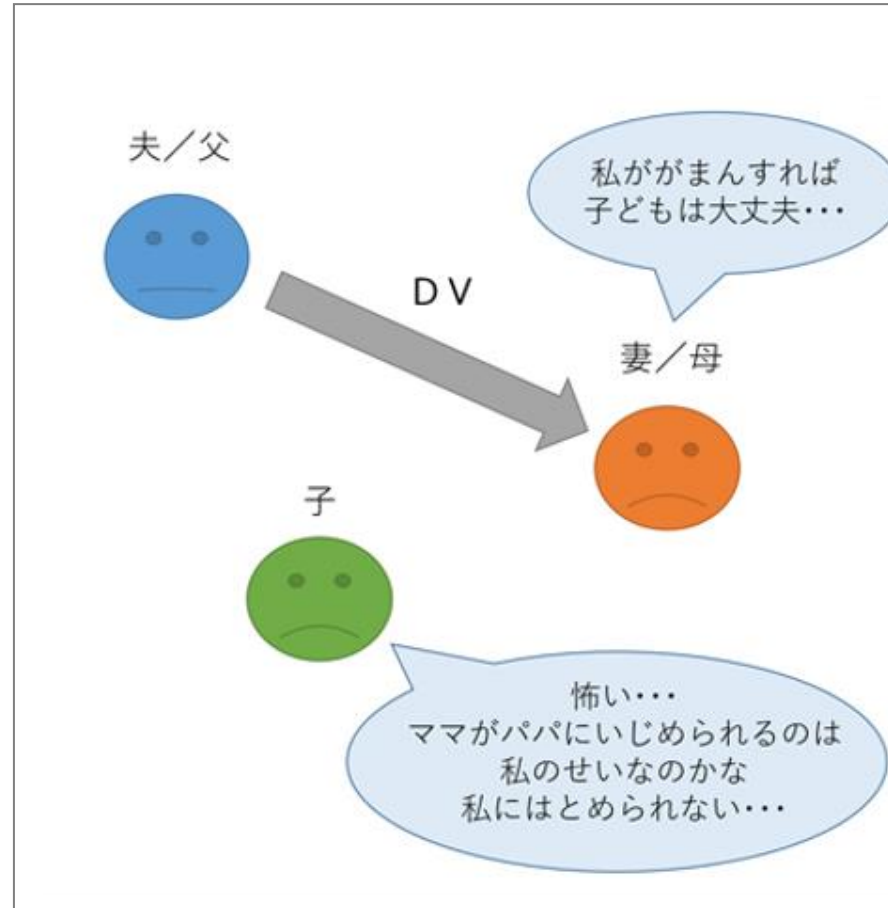
心理的虐待

「心理的虐待」は、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待について

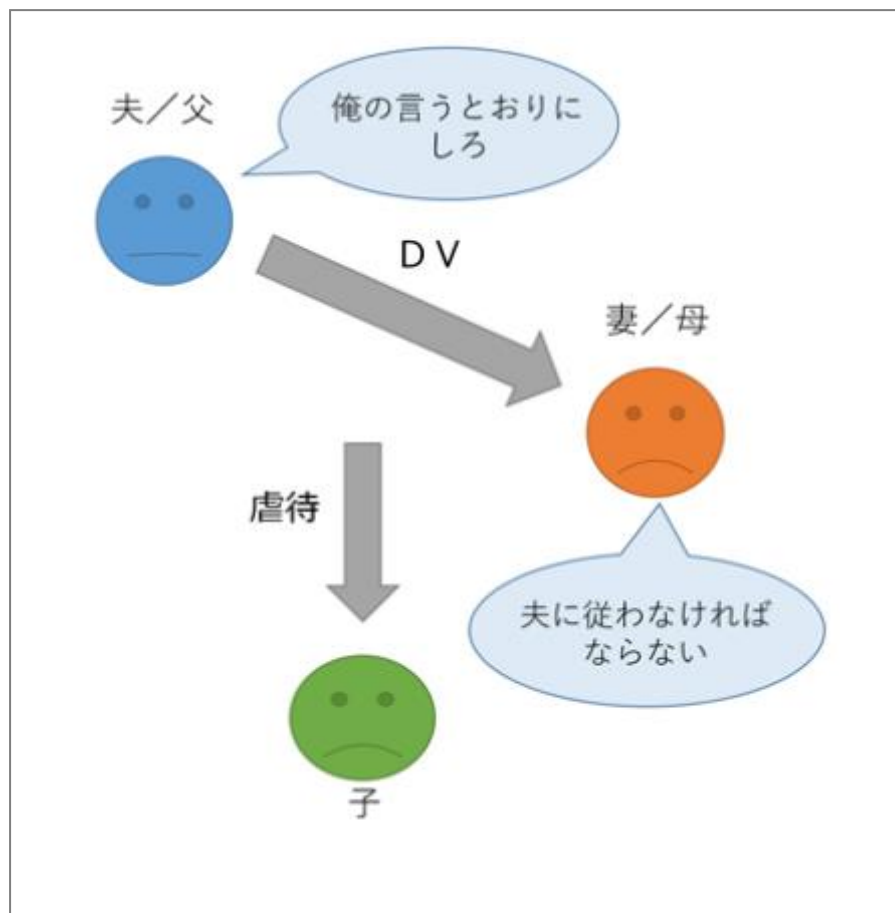
- **ことばによる脅かし、脅迫**など。
- こどもを**無視**したり、**拒否的な態度**を示すことなど。
- こどもの心を傷つけることを繰り返す言う。
- こどもの**自尊心を傷つける**ような言動など。
- 他のきょうだいとは**著しく差別的な扱い**をする。
- 配偶者やその他の**家族などに対する暴力や暴言**。
- こどもの**きょうだいに**、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の行為を行う。

心理的虐待とDVについて

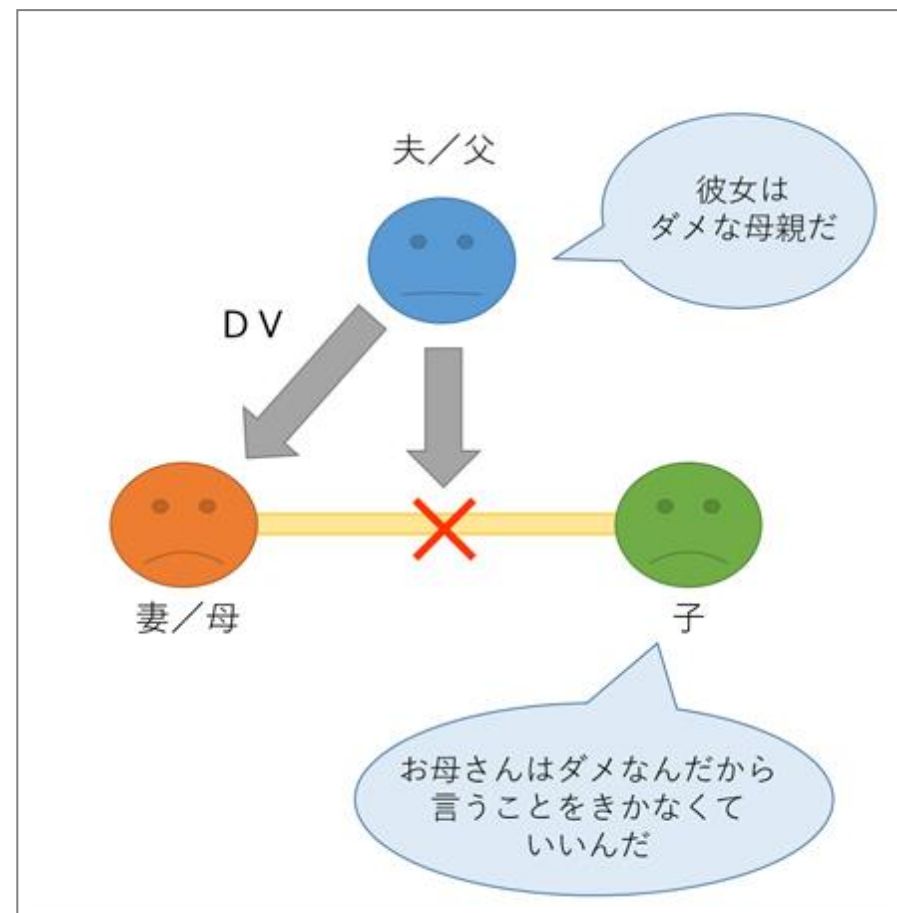


こどもの前でDVが行われること（面前DV）は、こどもへの心理的虐待にあたります。

心理的虐待とDVについて

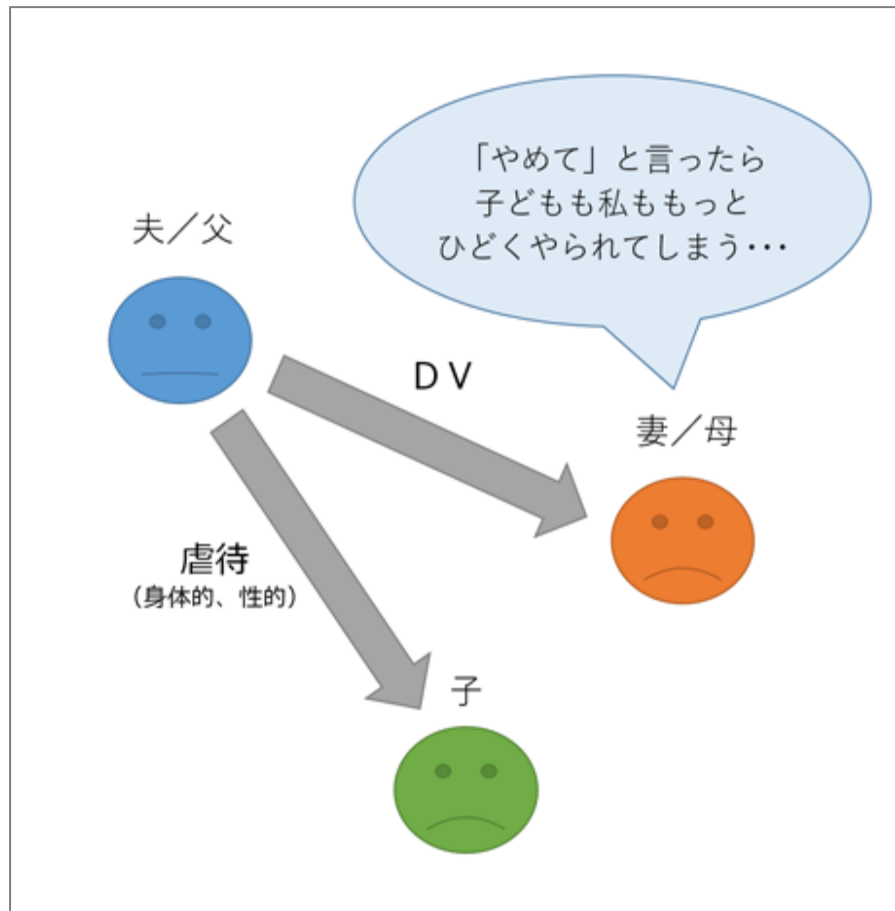


DV被害を受けていると、加害者に対する恐怖心から逆らうことができなくなり、一緒になってこどもを虐待してしまうこともあります。

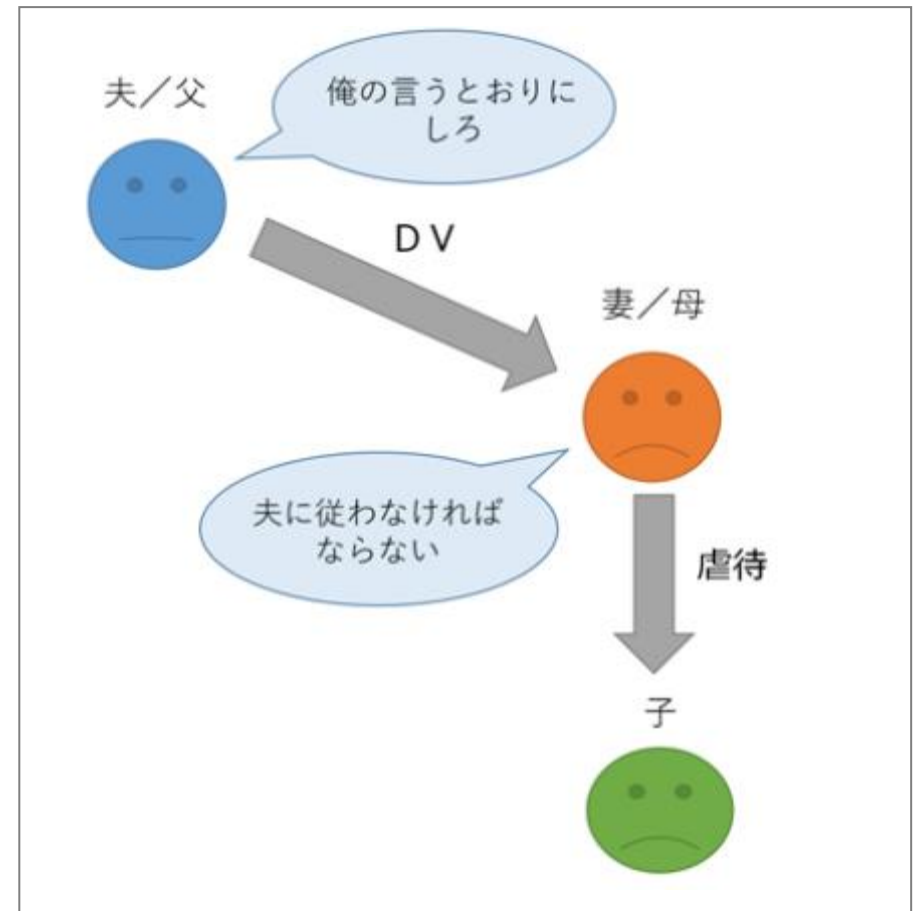


加害者が被害者の悪口をこどもに言い続けることで、こどもが被害者を軽んじるようになり、被害者とこどもの関係が壊れてしまうこともあります。

DVとその他の虐待との関係性について



DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心から判断力や感情がまひしてしまい、こどもに対する暴力を制止できなくなる場合があります。



継続してDV被害を受けていると、感情がなくなり、加害者から言われるままに、こどもを虐待してしまうこともあります。

「しつけ」と「虐待」について

しつけ

- こどもが自分で感情や行動をコントロールできるように教えること
- 工夫のポイント（例）
 - こどもの気持ちや考えに耳を傾ける
 - 「言うことを聞かない」にもいろいろある
 - こどもの成長・発達によっても異なることがある
 - 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
 - 良いこと、できていることを具体的に褒める

虐待

- 大人がこどもの行動を力（暴力、暴言）によってコントロールしようとする事
 - すべてのこどもは、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されている。
 - 叩く、殴る、暴言を吐くといった行為はこどもへの人権侵害となる。

体罰の禁止

児童虐待の防止等に関する法律の改正（2020（令和2）年4月1日施行）
児童のしつけに際して、**体罰を加えてはならない**ことが規定された。

体罰の禁止

児童虐待の防止等に関する法律

第14条

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- ※ 民法820条：親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- ※ 民法822条：親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

虐待によるこどもへの影響

1 身体的影響

- 打撲、切り傷、熱傷など外から見てわかる傷
- 骨折、鼓膜が破れる、頭蓋内出血などの外から見えない傷
- 栄養障害や体重増加不良、低身長など
- 身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残る可能性がある

2 知的発達面への影響

- 安心できない環境
 - ➡ 落ち着いて学習することができない。
- ネグレクトの状態で養育
 - ➡ 学校への登校もままならない。能力に比して知的な発達が十分に得られないなど。

3 心理的影響

ア 対人関係の障害

- こどもは**欲求を適切に満たされることのない**状態となる。
- 突然保護者の暴力が始まることが少なくない。常に**緊張を強いられ、安全感・安心感が育たない**。
- こどもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として**他人を信頼し愛着関係を形成することが困難**となる など。

イ 低い自己評価

- **自分が悪いから虐待される**のだと思ってしまう。
- 自分は**愛情を受けるに値する存在ではない**と感じる。
- 自己に対する評価が低下し、**自己肯定感を持ってない**状態となる など。

ウ 行動コントロールの問題

- **暴力で問題を解決**することを学習。暴力を振るえば欲しいものが手に入れられる、女性への暴力は許されるなど、暴力で解決することに正当性を感じる。
- そのために**攻撃的・衝動的**な行動をとったり、**欲求**のままに行動する場合がある。

エ 多動

- 刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために**落ち着きのない行動**をとるようになるなど

オ 心的外傷後ストレス障害

- 受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって**心的外傷後ストレス障害（PTSD）**として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある。

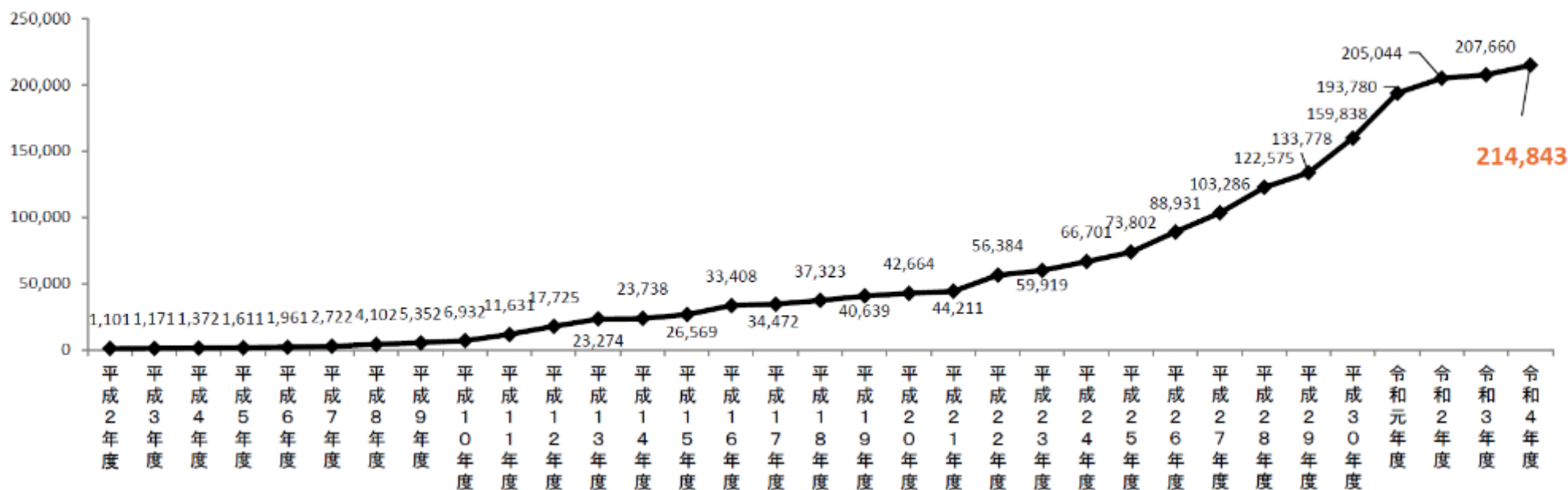
被虐待経験のあるこども・保護者支援における留意点

- 被虐待経験から生じている問題は、“**育ちなおし**”により修復され得る。
- そのこどもあるいは保護者との関係形成に焦らず、**エンパワメント**の視点をもって関わる。
- 訪問支援員に対する否定的態度等があるとしても、被虐待経験等によるものであり、真に訪問支援員を拒絶しているのではない場合も多い。
- こどもあるいは保護者から危険な攻撃的言動等を向けられ、身の危険やサービス提供が困難になる場合は、訪問支援員自身で抱え込まず、自治体・委託事業者に相談し、自治体・委託事業者と支援対象者との間で、サービス提供を継続するための話し合いを行い、サービス提供内容・方法における見直し・再契約等を行うようにする。

児童虐待に係る現在の状況 | 虐待相談対応件数

- 児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和4年度の全国の対応件数は、214,843件と、過去最多となっている。

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

出典：こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidouguyakutai_26.pdf

児童虐待に係る現在の状況 | 虐待相談の内容別件数

- 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総 数	
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919	(100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

出典：こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidouguyakutai_26.pdf

児童虐待に係る現在の状況 | 虐待相談の経路別件数

- 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 セン ター	福祉 事務所	保健 セン ター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	17,840 (8.3%)	22,188 (10.3%)	2,716 (1.3%)	9,400 (4.4%)	1,722 (0.8%)	890 (0.4%)	9,988 (4.6%)	299 (0.1%)	1,821 (0.8%)	1,315 (0.6%)	189 (0.1%)	3,926 (1.8%)	112,311 (52.3%)	74 (0.0%)	535 (0.2%)	14,828 (6.9%)	472 (0.2%)	14,329 (6.7%)	214,843 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

出典：こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidouguyakutai_26.pdf

児童虐待を防止・対応する枠組み①

児童福祉法

第1条

全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され**、その**最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 **児童の保護者は**、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任を負う**。

3 **国及び地方公共団体は**、**児童の保護者とともに**、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

児童虐待を防止・対応する枠組み①

児童福祉法

第3条の2

国及び地方公共団体は、**児童が家庭において**心身ともに健やかに養育されるよう、**児童の保護者を支援**しなければならない。

ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては**児童が家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては**児童ができる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

※児童が家庭における養育環境と同様の養育環境：家庭養護（里親、ファミリーホーム）、養子縁組

※児童ができる限り良好な家庭的環境：（小規模）児童福祉施設

「社会的養護」

『里親及びファミリーホーム養育指針』 2012年3月

「保護者の適切な養育を受けられない子どもを、**公的責任で社会的に保護・養育**するとともに、養育に大きな困難を抱える**家庭への支援**を行う」こと

- 保護者のない子ども
- 保護者に監護させることが適当でない子ども（要保護児童）

『新しい社会的養育ビジョン』 2017年8月

「サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態」

- **在宅措置**も社会的養護の一部
- **「代替的養育」…保護者と分離**している場合

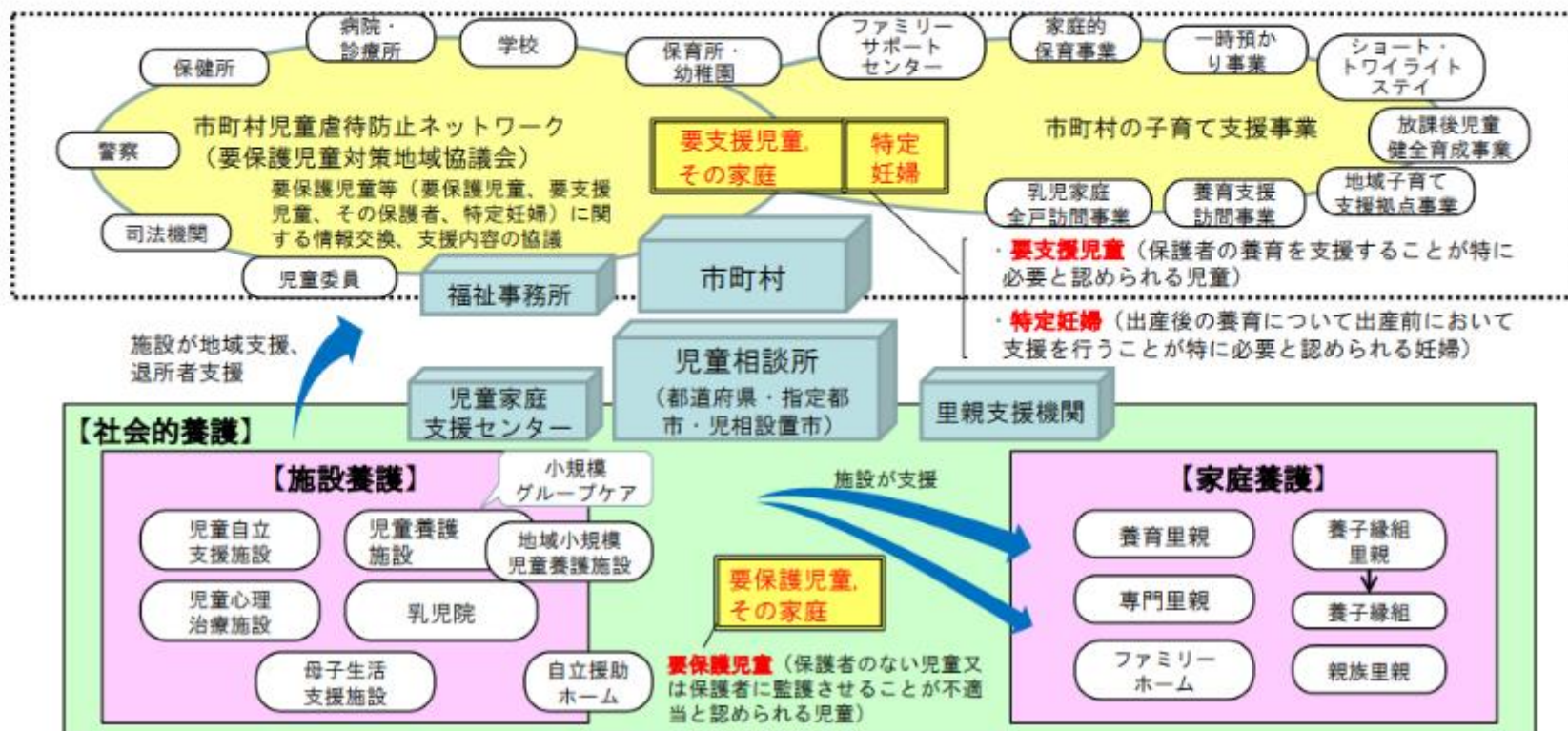
出典（上部）：厚生労働省「里親及びファミリーホーム養育指針」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/6458ec80/20230401_policies_shakaiteki-yougo_12.pdf

出典（下部）：厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>

「社会的養護」

○子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することになっている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することになっている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」215頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbc16/85d5a9d1/20250108_policies_shakaiteki-yougo_115.pdf

児童虐待を防止・対応する枠組み②

児童虐待の防止等に関する法律

(目的)

第1条

この法律は、**児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える**とともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する**虐待の禁止**、児童虐待の**予防**及び**早期発見**その他の児童虐待の防止に関する**国及び地方公共団体の責務**、児童虐待を受けた児童の**保護**及び**自立の支援**のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の**権利利益の擁護**に資することを目的とする。

児童虐待は著しい人権侵害

こどもの権利利益の擁護

児童虐待の早期発見

児童虐待の防止等に関する法律

第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他**児童の福祉に職務上関係のある者**は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

発見と通告②

児童虐待に係る通告

児童虐待の防止等に関する法律

第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならない**。

第6条3

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、（中略）**通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない**。

第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって**当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない**。

発見と通告③



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html

出典：こども家庭庁「子育て支援員研修 基本研修 科目6：児童虐待と社会的養護」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a403ad66-5106-4844-9f3b-3686fd713b35/b2759138/20231013-policies-kosodateshien-kosodateshien-kyozai-000914707.pdf

こどもが所属している現場から通告するに当たって

- 虐待ではないかと思っても、通告をためらうことがある。
 - 保護者との**関係が悪化**することへの懸念、虐待の**確証が得られない**、個人の**プライバシー**に関わることであったといった理由から通告をためらう場合がある。
- 「**疑い**」の段階でよいから早めに知らせる。
- できるだけ**組織として判断**して通告する方が、調査の時などに混乱が少ない。
- 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。
- こどもから聞き取る際には、誘導とならないように注意する。

虐待への気づきの視点①

こども虐待評価チェックリスト 「子ども虐待対応の手引き」から(抜粋)

※ 虐待が疑われるこどもとその保護者の様子

こどもの様子

- ・ 不自然にこどもが保護者に**密着**している。
- ・ こどもが保護者を**怖がっている**。
- ・ こどもの**緊張が高い**。
- ・ 体重・身長が著しく**年齢相応でない**。
- ・ **年齢不相応**な性的な興味関心・言動がある。
- ・ **年齢不相応**な行儀の良さなど、過度のしつけの影響がみられる。
- ・ こどもに**無表情・凍りついた凝視**が見られる。
- ・ こどもと保護者の**視線がほとんど合わない**。
- ・ こどもの**言動が乱暴**。

虐待への気づきの視点②

保護者の様子

- ・ こどもが受けた外傷や状況の説明に**つじつまが合わない**。
- ・ 児童相談所等の調査に対して著しく**拒否的**である。
- ・ 保護者が**「死にたい」「殺したい」「心中したい」**などと言う。
- ・ 保護者がこどもの養育に関して**拒否的**だったり**無関心**。
- ・ 泣いても**あやさない**。
- ・ **絶え間なく**こどもを**叱る・ののしる**。
- ・ 保護者が**虐待を認めない**。
- ・ こどもの発達段階や特性を理解していない、または、**発達段階に見合わない（高過ぎる・低過ぎる）期待**を持っている。（※）
- ・ 保護者が**環境を改善するつもりがない・改善することが出来ない**。
- ・ 保護者が**アルコール・薬物依存症**である。
- ・ 保護者が**精神的な問題**で診断・治療を受けている。
- ・ 保護者が医療的な援助に**拒否的**だったり**無関心**。
- ・ 保護者に**働く意思がない**。

出典（※以外の部分）：こども家庭庁「子育て支援員研修 基本研修 科目6：児童虐待と社会的養護」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a403ad66-5106-4844-9f3b-3686fd713b35/b2759138/20231013-policies-kosodatehien-kosodatehien-kyozai-000914707.pdf

気づきのポイント情報共有ツール（抜粋）

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
- チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	図欄	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発言する夜尿は要注意）	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさけようとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	

出典：こども家庭庁「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）別添3」

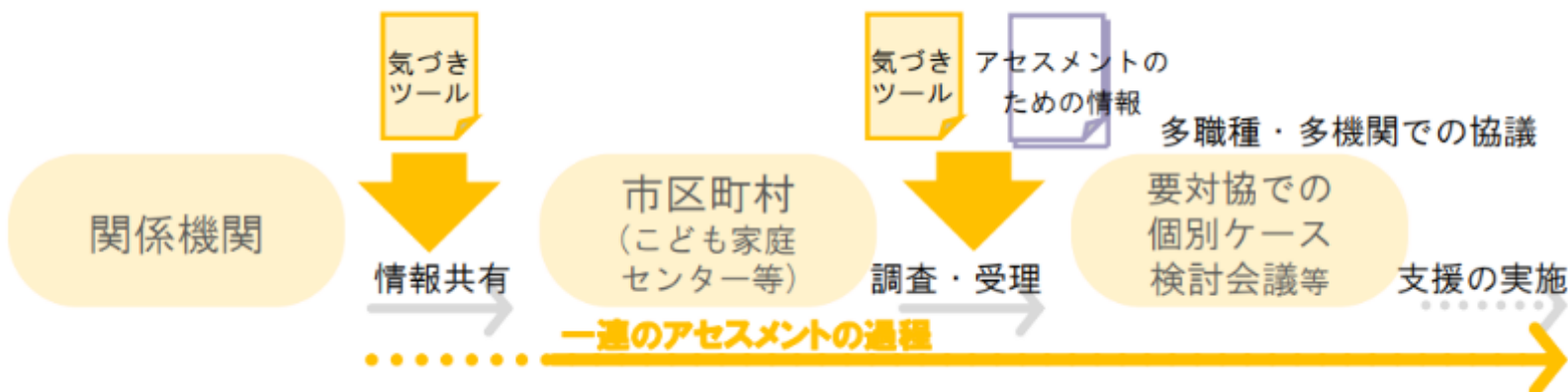
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/4ae45759/20230804_policies_jidouguyakutai_hourei-tsuuchi_174.pdf

気づきのポイント情報共有ツール

ねらい

関係機関間での協議を促すことが目的

- 気づきツールは、関係機関が市区町村へ「気づき」の情報共有を行う目的のものです。アセスメントは多職種・多機関での協議により多角的に検討するものであり、気づきツールのみでアセスメントの結論づけは行われません。
- 関係機関の負担軽減と実用性に配慮し、気づきのポイントとして特に重要な項目が目立つ形にしました。市町村は共有された気づきのポイントからこどもや保護者に関する理解を深め、要対協等を通じて支援の内容を検討します。



支援の必要性を捉えるための視点

- 令和6年度に創設される「こども家庭センター」では、支援者がこどもや保護者とパートナーシップを築き、支援の必要性を把握しサービスへつなぐことがこれまで以上に重視されることになります。
- 気づきツールは関係機関の気づきを共有するためのもので、リスクの検討だけでなく、こどもや保護者のニーズを議論する際も参考として活用できます。
- なお、気づきツールは一時保護などの緊急性の判断には活用いただけません。

出典：こども家庭庁「気づきのポイント情報共有ツール 活用の手引き」1頁（「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」中）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/4ae45759/20230804_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_174.pdf

位置づけ

気づきツール活用場面の主な想定

- 気づきツールは主に、以下の場面でご活用いただくことを想定したものです。

だれが	どんなときに	どうする
こどもや保護者に接する関係機関(保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、放課後児童クラブ／等)の職員(事務職員も含む)	日常的な関わりの中で、気になる様子や状況に気づいたとき	関係機関から市区町村へ情報共有を行う

- 国では関係機関が得た気づきのポイントを市町村に伝える際の目安を現行ツール^(※)としてお示ししていますが、現行ツールの気づきのポイントのうち特に重要な項目を議論し、その結果を反映したものが気づきツールです。

(※) 子家発0720第4号(平成30年7月20日)「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について 別表1～3

アセスメントのための情報収集は別途行われる

- 気づきツールを通じて共有された情報は、調査の初期的な情報(多面的な協議の「入り口」)として位置づけられます。
- 市区町村は一連のアセスメントの過程で、アセスメントを深めるために必要な情報(例:ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、こどもや家族の生活歴・生育歴)を収集します。こうした情報を総合的に加味し、市区町村がニーズの観点から支援のあり方を検討する際、関係機関の気づきは重要な情報となります。
- 市区町村は情報共有を踏まえてさらに電話確認等の情報収集を行い、不適切養育の有無、リスク、強み等の情報を基に適切なアセスメントを行います。

出典: こども家庭庁「気づきのポイント情報共有ツール 活用の手引き」1頁(「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知)」中)
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/4ae45759/20230804_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_174.pdf

気づきのポイント情報共有ツール

構成

- 気づきツールには、現場で妊婦・保護者やこどもと接する中での気づきに関係機関が市区町村へ情報共有する際チェックする「様子や状況例」欄や、項目へのチェックでは表現しきれない気づきを書き込む欄を設けています。
- こどもや家庭の理解が深まったり、支援の局面が変わったりすると、情報が持つ意味も変わります。その都度、チェック項目を振り返って確認します。

記入項目の概要

項目	記入欄
健康状態	☐ 元気で、生活する習慣、食生活などの生活リズムが保たれる。 ☐ 発熱、咳、下痢がある。
精神的に不安定	☐ 心が強く、言や行動に過剰に反応し、手を挙げたり泣いたり騒ぎを繰り返す。 ☐ 度々に緊張し、恐怖感、不安感、被害妄想と周囲が合わない。
集中力、興味心	☐ 人の話を聞いたり、経験を共有しようとする。 ☐ 気が散り、受け答えが少ない。
攻撃性が強い	☐ 一人でいる、急に暴力がなくなる。 ☐ 言葉が少なく、過度に言葉がたり、思い通りにして暴力をふるったりする。
孤立	☐ 意図的に離れ、きつい言葉でコミュニケーションを断つ。 ☐ 思い通りにいかないと怒り、かみつきや噛みつきなどの攻撃的行動。
子どもへの様子・状況	☐ 意図的に離れ、きつい言葉でコミュニケーションを断つ。 ☐ 意図的に子どもが抱擁を受けずにいる。
保護者への態度	☐ 意図的に子どもが抱擁を受けずにいる。 ☐ 意図的に子どもが抱擁を受けずにいる。

(中略)

気づきのポイント	☐ 気づきのポイント ☐ 気づきのポイント
気づきのポイント	☐ 気づきのポイント ☐ 気づきのポイント
気づきのポイント	☐ 気づきのポイント ☐ 気づきのポイント

- ✓ チェック項目「様子や状況例」のうち、気づきの視点として特に重要な項目(重点項目)に緑色の網掛けを行っています。
- ✓ 重点化したチェック項目に関する着眼点や留意事項は、この手引きの次のページ以降で解説しています。
- ✓ 妊婦・保護者やこどもに関する気づきとして、重点化していない項目も重要です。
- ✓ 「様子や状況例」の各項目をチェックするだけでは表現しきれないこどもや家庭の状況について、気づきや補足したい内容があれば自由に記載します。
- ✓ 「気になること、心配なこと」欄には、チェックした項目から考えられる困難な状況や支援の必要性があれば記入します。
- ✓ 「気になる発言」欄では、妊婦・保護者やこどもの様子・状況を推察する手がかりとなる言葉を記録しておきます。
- ✓ 「強み／ストレンクス」欄は、妊婦・保護者やこどもが地域で安心して暮らす際の支えとなりそうな事項を共有します。

対象となる保護者やこどもが抱えているもの

背景要因

貧困・ひとり親世帯・DV・
予期せぬ妊娠・孤立・
外国ルーツ・ヤングケアラー など

育児ストレス
養育困難な
状況

保護者が抱える要因

保護者が抱える要因
精神疾患・知的障害・
子育てへの不安・
産後うつ・ボンディング障害 など

こどもが抱える要因

神経発達症・知的障害・
身体障害・医療的ケア など

世帯を取り巻く背景要因：予期せぬ妊娠

妊娠の背景

- 希望した妊娠
- **予期せぬ妊娠**（望んでなかったわけではないが、タイミングが予想外、準備が整っていないもの）
- **望まない妊娠**（※）（望んでいなかった、妊娠が発覚した時に継続を希望しない妊娠）
- 継続することが困難な妊娠
- 誰にも相談できない妊娠
- 妊娠中絶を選択できない状況に置かれた妊娠

・・・妊娠に対する思いは時間とともに変化する可能性もある

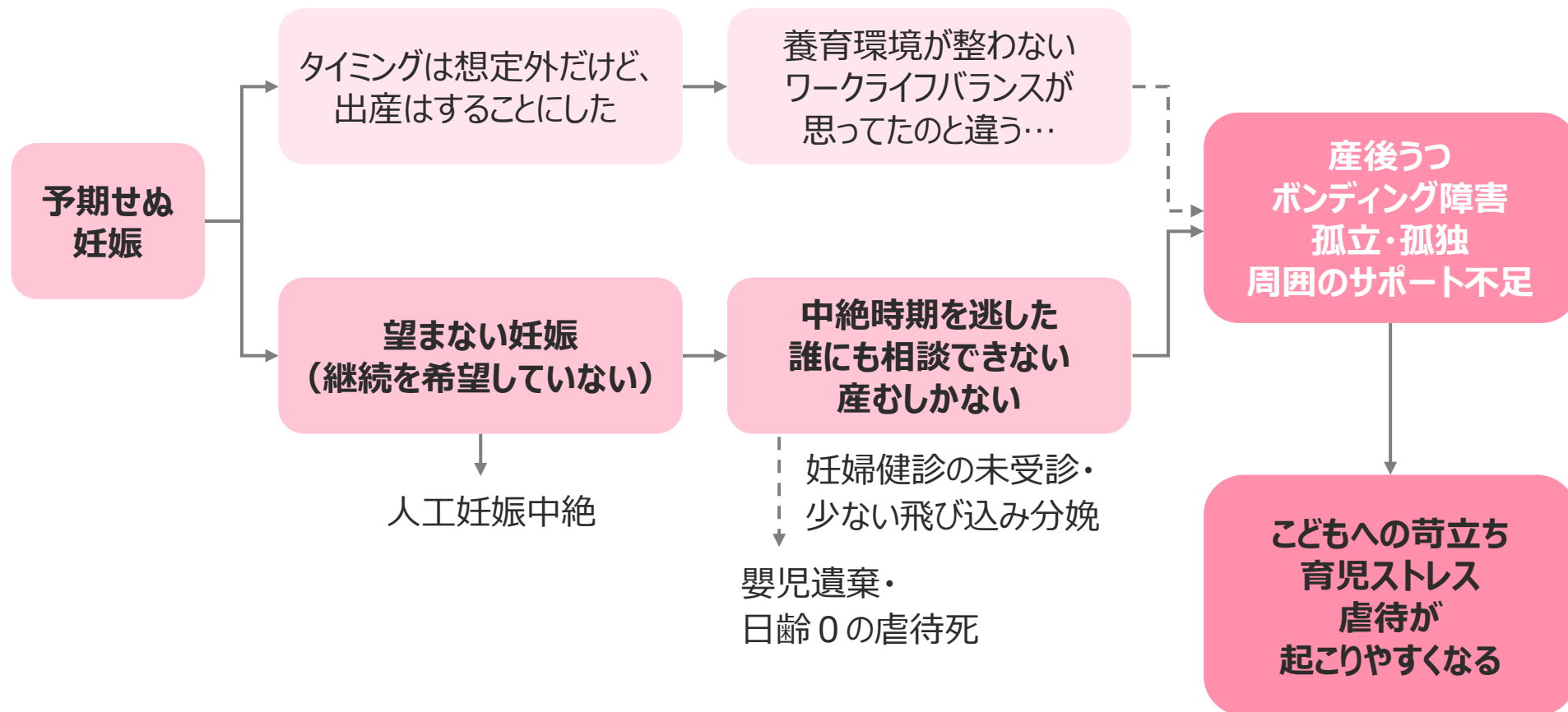
予期せぬ妊娠の背景

Ⅱ. 予期せぬ妊娠をした女性の状況

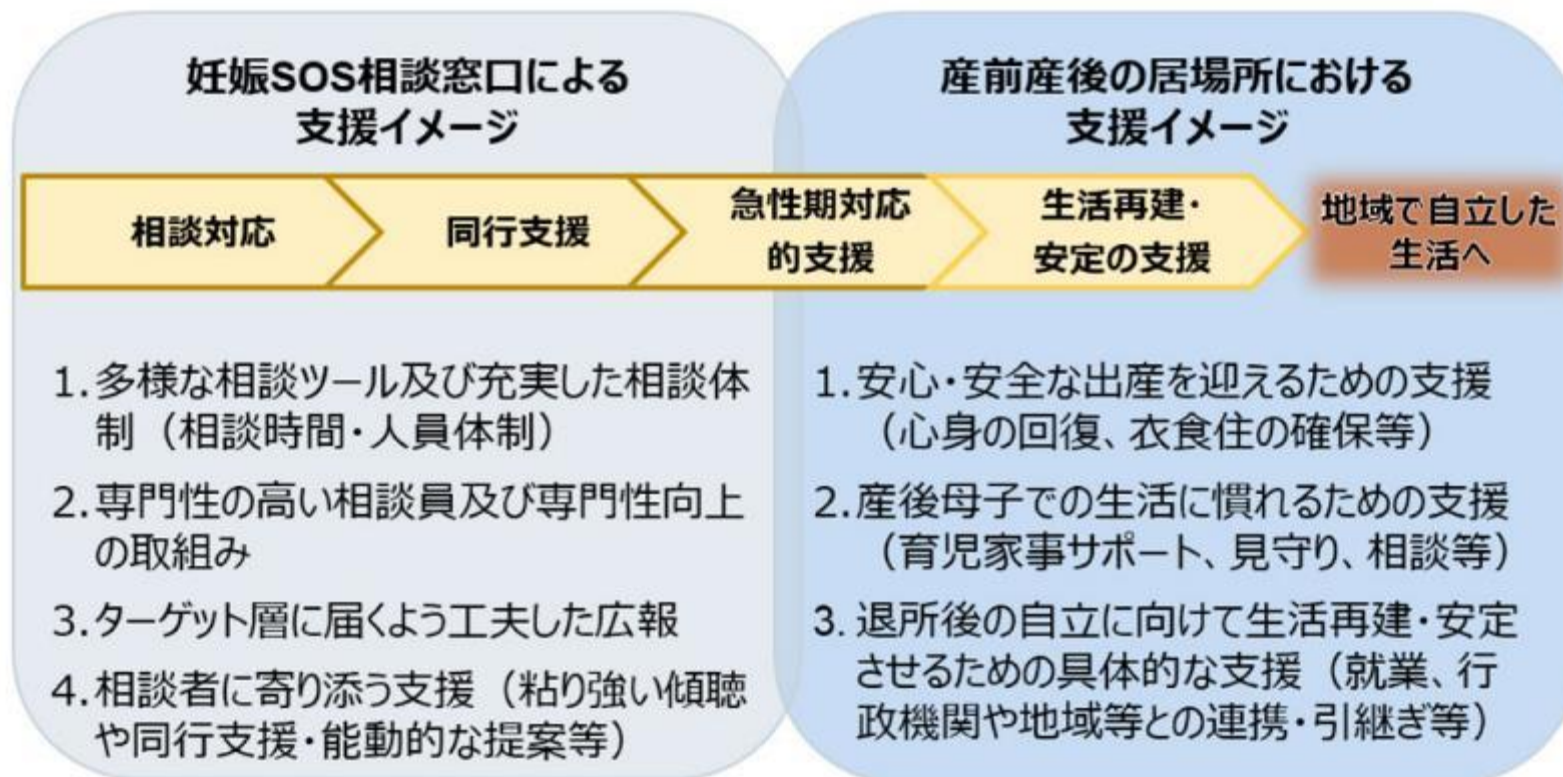
1. **未成年**で妊娠したが、保護者や身近な人に**妊娠を知られたくない**
2. **パートナー以外の男性**の子どもを妊娠した
3. **障害や疾患**の有無
4. **暴力あるいは性暴力**による被害（経済的搾取、身体的暴力、DV・デートDV被害など）
5. **不安定な生活基盤**
6. 出産について**周囲の人間に反対されている**
7. 支援してくれる人や**理解者が身近にいない**
8. 適切な**医療的支援を得られない/得ていない**
9. その他の悩みや課題
(夫婦での希望の不一致、生育歴、外国籍など)

予期せぬ妊娠：虐待が起こりやすい環境

予期せぬ妊娠のその後・・・



予期せぬ妊娠への支援：産前からつながる・産後も支える



産後ケア
・通所型
・宿泊型
・訪問型
など

出典：日本財団「妊娠 SOS 相談窓口と産前産後の居場所の全国普及に関する提言書」
https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/new_inf_20240409_01.pdf

周産期メンタルヘルス：妊娠中や産後の養育者を支援する

妊産婦が背負う「負担」とは

身体的（肉体的）負担

妊娠による身体の変化（悪阻や合併症）
育児による疲れ、睡眠不足、育てにくい赤ちゃん

社会的負担

経済問題（仕事と育児の負担、夫が育児に参加できない）
家庭問題（配偶者暴力、両親との不和や確執・虐待歴）
シングルマザー・貧困とワンオペ育児

心理的負担

望まない妊娠、環境や立場の変化に対するとまどい
過重な責任、葛藤、精神疾患

周産期メンタルヘルス：妊娠中や産後の精神状態は不安定になりやすい



マタニティブルー

- **軽症（病気ではない）**
- 頻度：50～80%
- 時期：産後3～5日
- 症状：情緒不安定
認知機能障害
（ぼんやりする）
自律神経症状
（不眠、疲労など）
- 自然に回復する



産後うつ

- 中等症
- 頻度：10～20%
- 時期：**産後2週がピーク**
妊娠期～産後数ヶ月
- 症状：気分の落ち込み
不安、抑うつ
イライラ、涙もろい
罪悪感、不眠など
- **休息が重要、
服薬治療が必要な場合も**

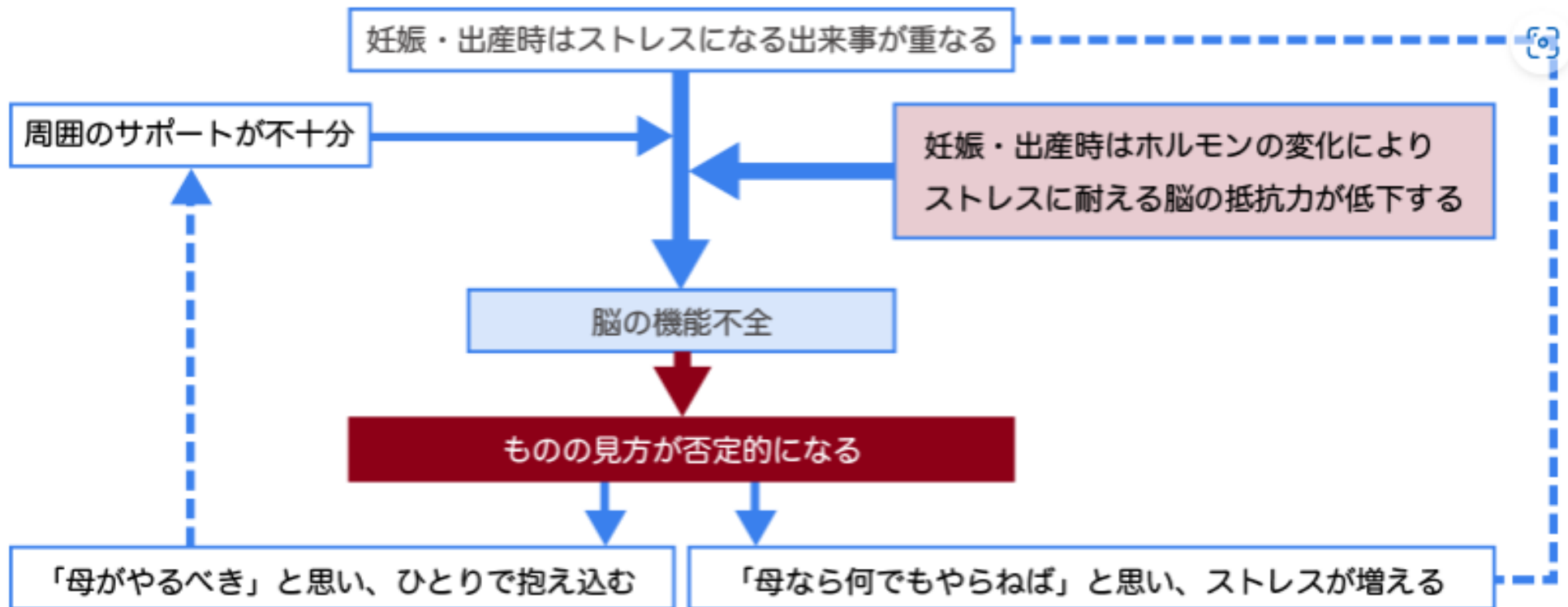


産褥精神病

- 重症
- 頻度：0.1%
- 時期：**産後数週間以内に発症**
- リスク：初産婦、精神疾患既往
- 症状：うつ症状、不眠、
幻覚や幻聴や妄想、
不安やパニック発作、
自傷やこどもを傷つける恐れ
- **服薬治療、入院が必要なことも**

周産期メンタルヘルス：うつ症状が悪化する背景

妊娠・出産時のうつ病で生じる悪循環



周産期メンタルヘルス：ボンディング障害とは

ボンディング障害

自分のこどもに対して愛情がわかず、世話をし守りたいという感情が弱く、かえってイライラしたり、敵意を感じたり、攻撃したくなる衝動が出てくるような心理状態（Brockington 2011）

現時点では精神障害として位置付けられておらず、診断基準や標準化された治療法などは確立していない

ボンディングと母児関係

こどもから
保護者に感じる
愛着・結びつきや
その行動



保護者がこども
に対して感じる
愛情や絆

支援における留意点：周産期メンタルヘルスの不調を疑ったら・・・

普段の関わりの中で・・・

① **こどもに無関心な様子**

こどもを抱く、授乳するなどの養育行動が見られない、
こどもが泣いても反応がない等

② **こどもを拒絶する様子**

妊娠中は、妊娠を後悔し、産みたくないと言言する、
産後は、こどもをかわいいと思えず、
こどもの世話を拒否する等。

③ **こどもに対する怒り**

こどもが泣き止まない、母乳を飲まない等に
イライラして、こどもを怒鳴り、罵る等。

いろんな要因でそう感じているのかな・・・

【環境要因】母子分離、サポート不足、DV

【母の要因】望まない妊娠、産後うつ、生育歴

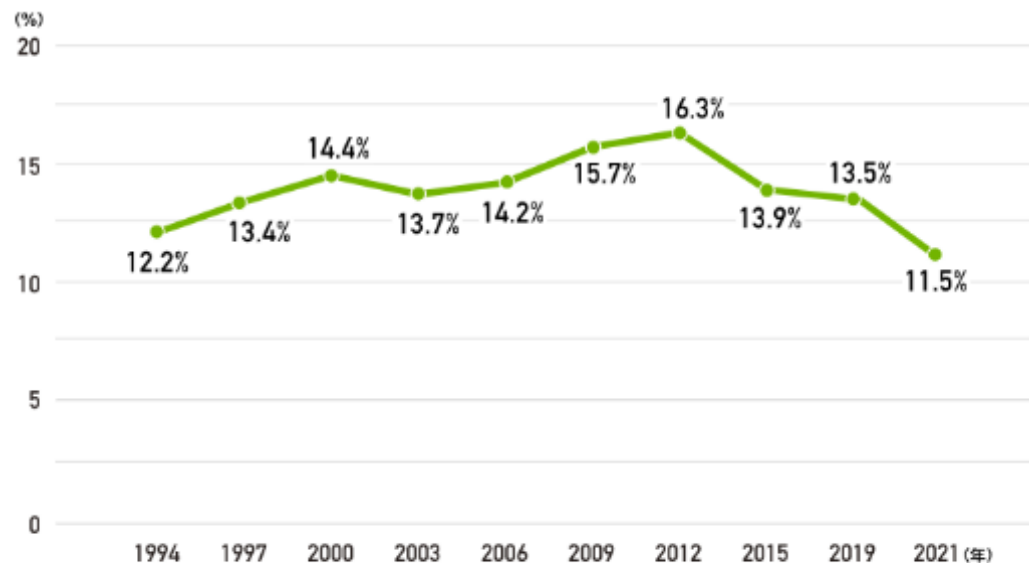
【子の要因】早産児、疾患や障害、気質など

対応

- 「誰もが妊娠を喜んでいるとは限らない」という前提をもって、関わる
- 傾聴、共感（思いを受け止める）
- ソーシャルサポートを増やす
- 必要なら、心理支援につなぐ

世帯を取り巻く背景要因：貧困

日本の子どもの**相対的貧困率**の推移



出典：厚生労働省（2023）「2022年国民生活基礎調査の概況」よりチャンス・フォー・チルドレン作成

国や地域の平均的な所得と比べて、
所得がその半分未満
（等価所得の中央値）の
人々の割合

2021年では

11.5%

子どもの貧困率は、1980年代から上昇傾向にあり、
今日では実に**9人に1人の子どもが貧困状態**にあるとされています。

出典（グラフ）：チャンス・フォー・チルドレンHP「子どもの貧困と教育格差」

<https://cfc.or.jp/problem#:~:text=%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%87%E3%82%A3%E3%82%AF%E3%83%BC%E3%83%9D%E3%83%B3-%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%A7%E3%81%AF%E3%80%81%E7%B4%849%E4%BA%BA%E3%81%AB1%E4%BA%BA%E3%81%AE%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82,%EF%BC%882021%E5%B9%B4%EF%BC%89%E3%81%A7%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>

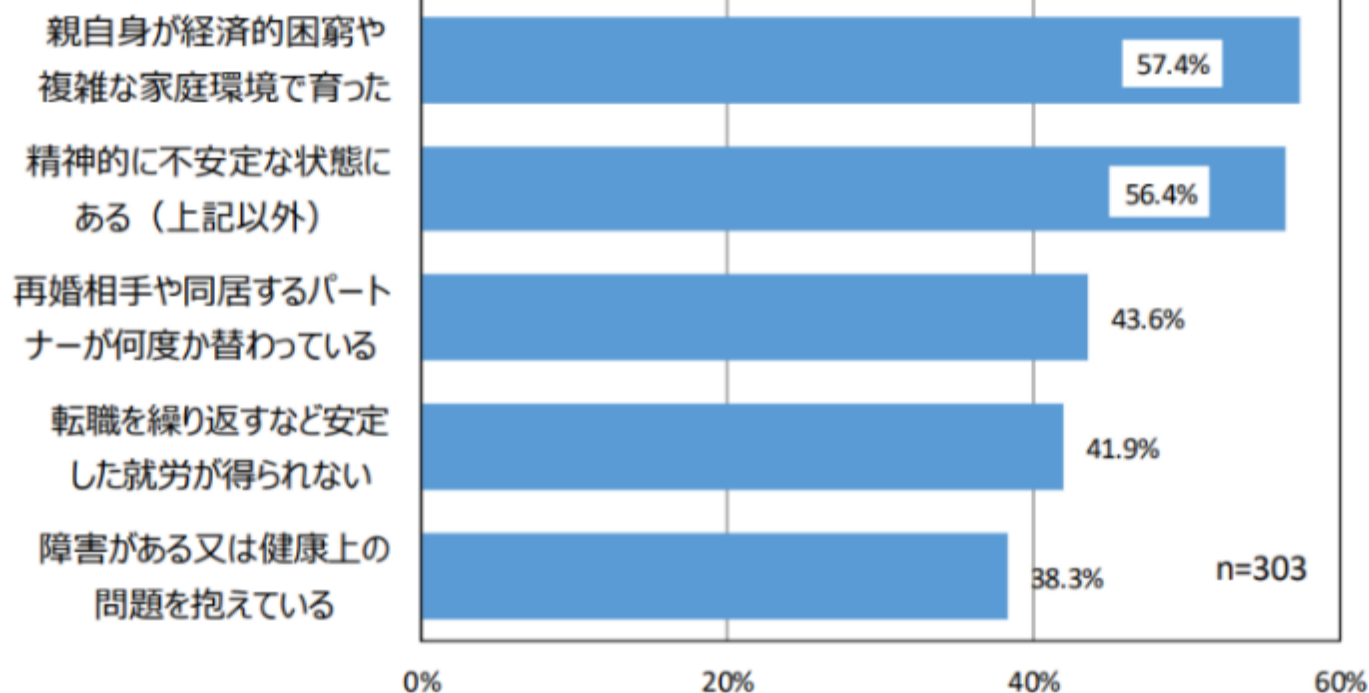
出典（文章）厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」(2023)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>

貧困の中で暮らしている背景にあるもの

貧困の状況にある子どもの家庭や親について（上位5項目）

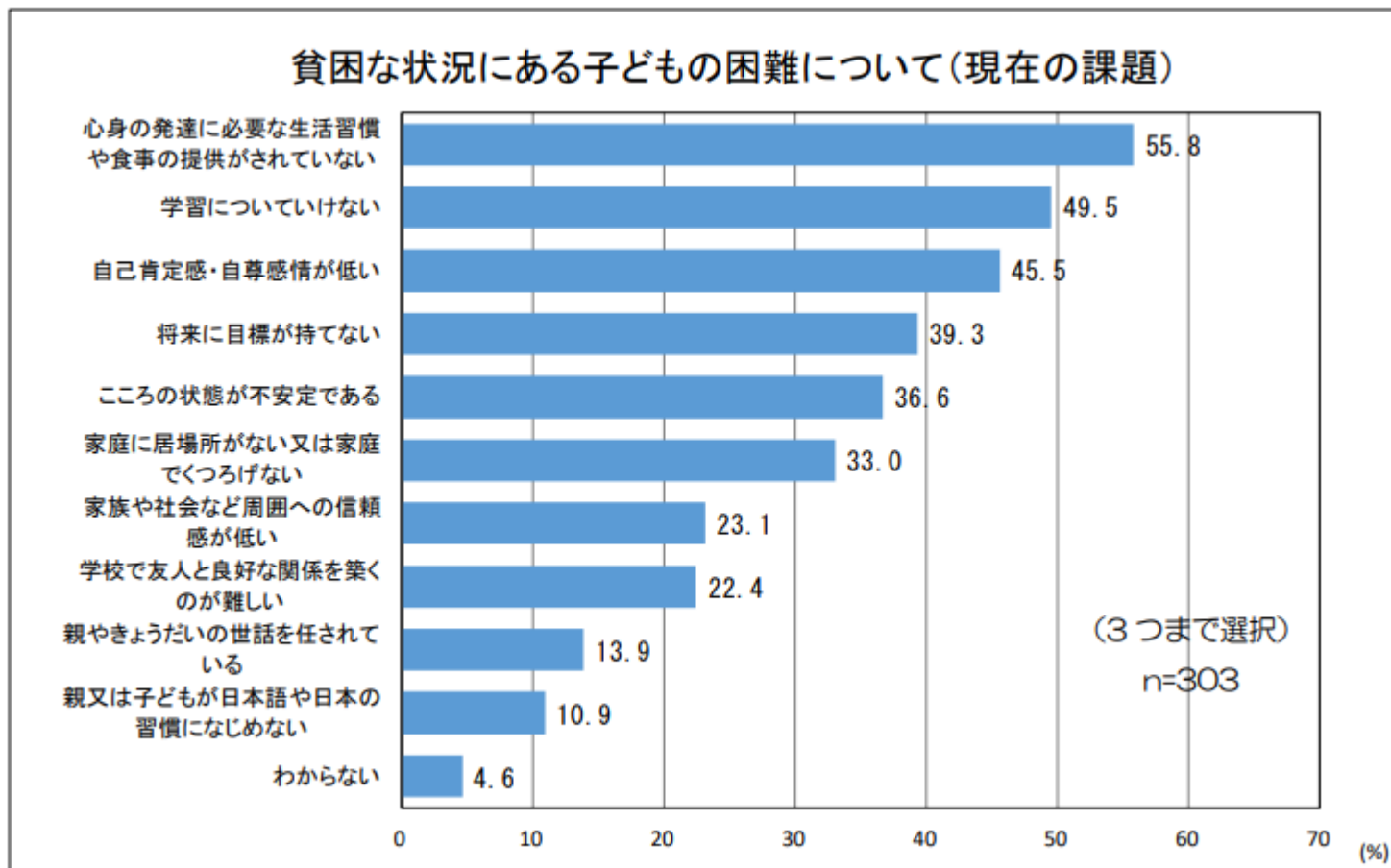
（3つまで選択）



出典：神奈川県「神奈川県子どもの貧困対策推進計画2020-2024」
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/60917/zentaiban.pdf>

貧困の中で暮らしているこどもが抱えている困難さ

子どもの支援者・相談者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」

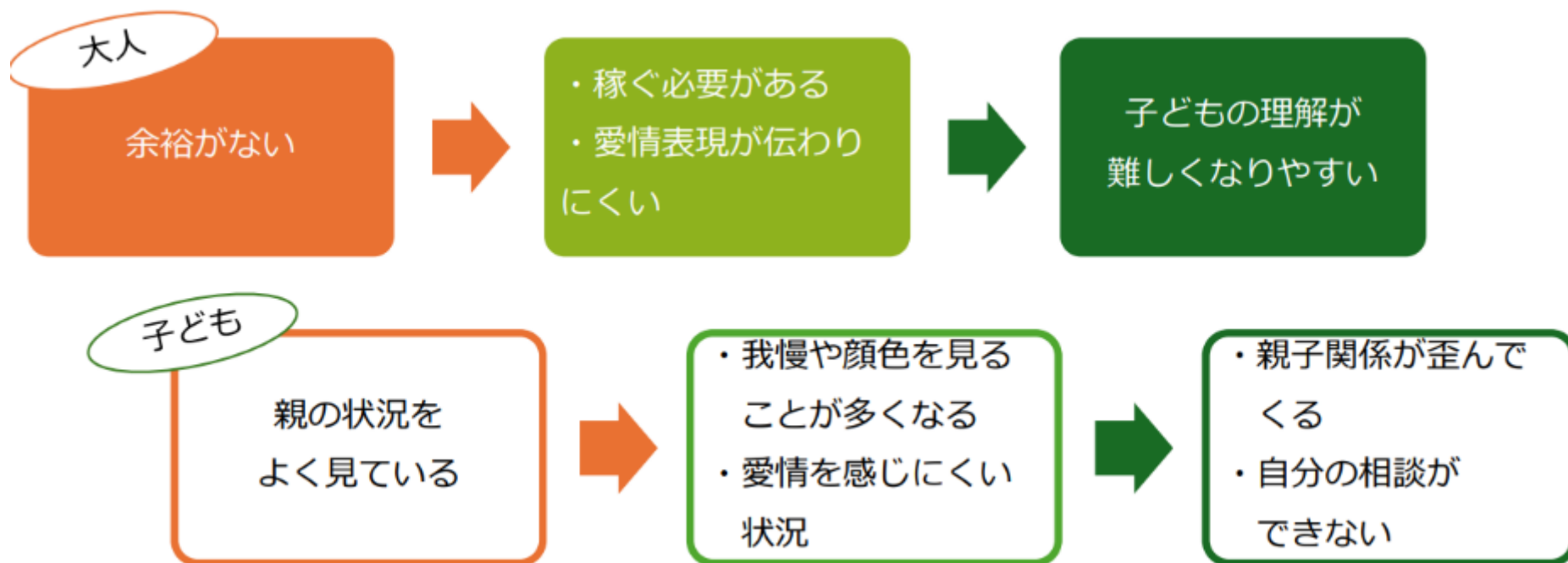


出典：神奈川県「神奈川県子どもの貧困対策推進計画2020-2024」
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/60917/zentaiban.pdf>

貧困の中で育つということ：虐待ネグレクトが起こりやすい環境

子どもの貧困と虐待環境

- 子どもの貧困家庭は、子どもの権利が守られにくい環境
→生活困窮家庭では、物理的・質的に子どもとの関わりが少ない環境になる可能性が高い。



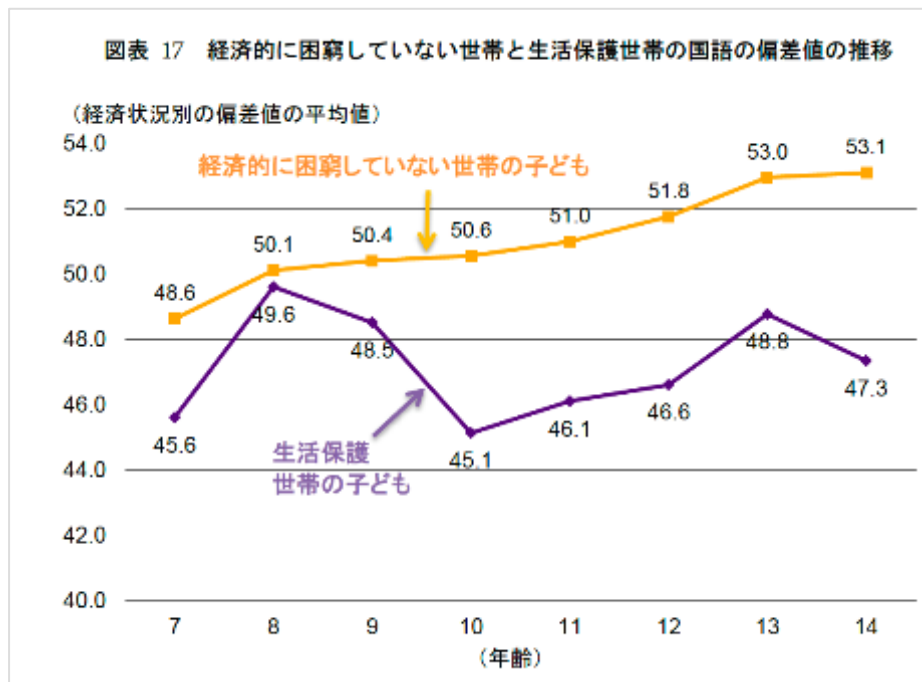
→子どもの権利が守られない/守られにくい環境＝虐待環境の可能性が高くなる

出典：神奈川県子ども支援WEB講座（貧困家庭と子どもの可能性）
神田奈保子（BANSO-CO CSアドバイザー）「貧困家庭と子どもの可能性～心の安全基地の重要性～」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f536929/kodomoshienwebkouza_kandana.html

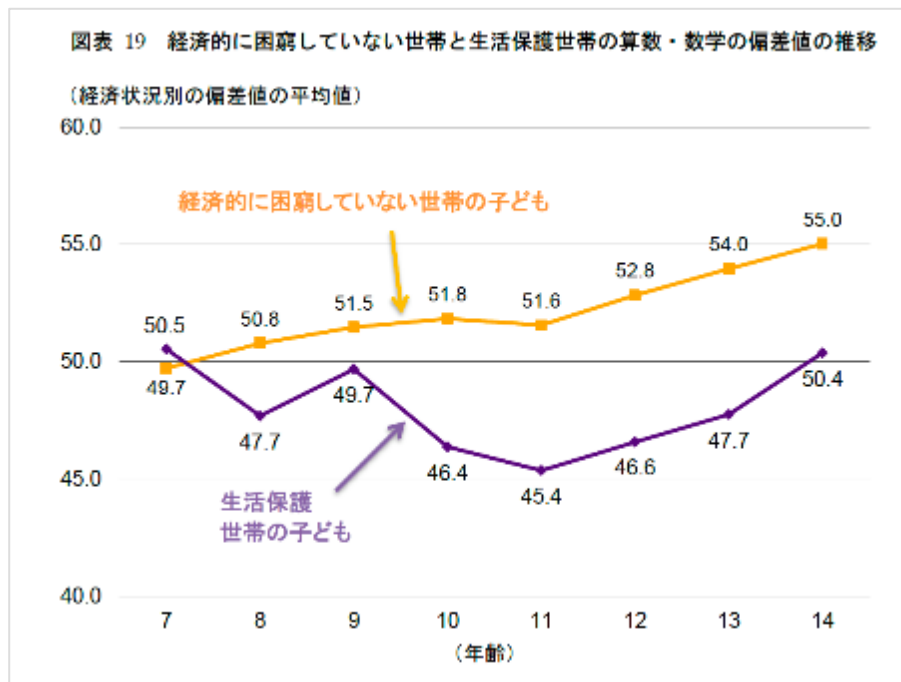
貧困の中で育つということ：教育格差が起こりやすい

経済的に困窮している世帯とそうではない世帯の子どもでは、**10歳ごろから**学力において偏差値の差が現れる

国語



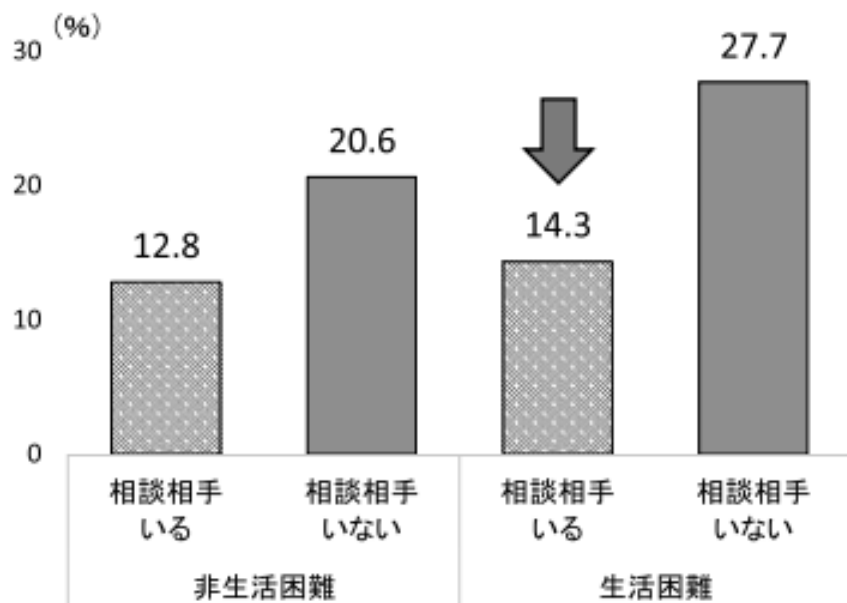
算数



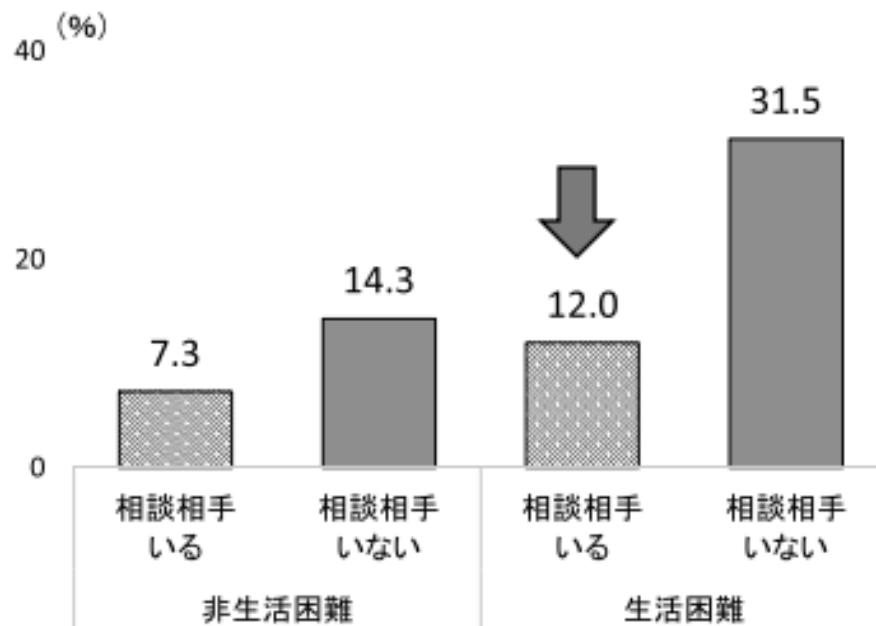
貧困世帯の保護者を支援することは、こどもを支援すること

保護者が**困った時に相談できる相手**がいると、生活困難の**こどもへの影響を軽減できる可能性**があります。

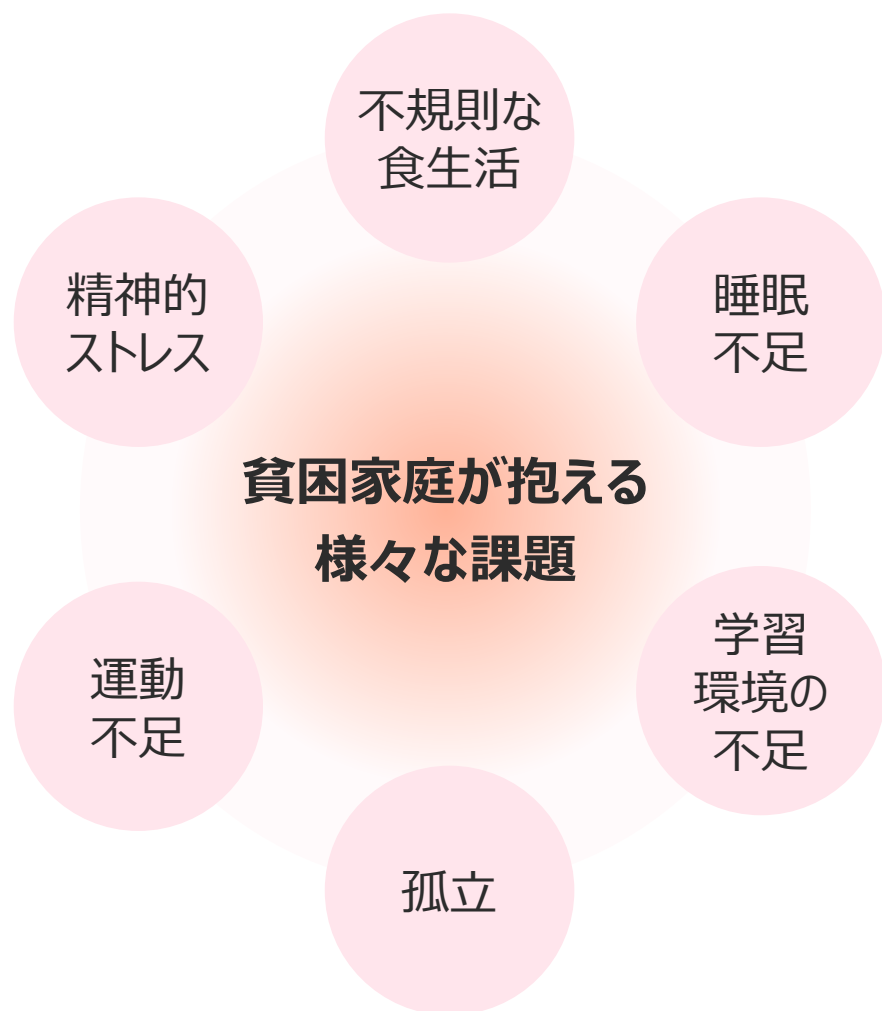
思いやりや気づかいなどこころの発達が
懸念される子どもの割合



逆境を乗り越える力が低い子どもの割合



貧困世帯への支援：それぞれの課題に合わせた支援を



訪問支援の中で・・・

✓生活支援

栄養バランスのとれた食事、衣食住を整える

✓こどもと遊ぶ

こどものストレス発散、保護者の育児負担軽減

✓学習支援

こどもの宿題をサポートする

✓相談支援

日常生活・仕事の困りごとなど相談に乗る

✓民間や行政サービスに繋ぐ

宅食・フードパントリー、こども食堂

学習ボランティア

行政での経済的支援や助成金

世帯を取り巻く背景要因：ひとり親世帯

母子家庭・父子家庭の現状

- 母子世帯では、働いているのに**十分な収入が得られない**状況
- 離婚母子家庭では、**養育費をもらっているのは3割未満**

ひとり親世帯の貧困率：44.5%※

2人に1人が貧困状態

※出典：厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/03.pdf>

ひとり親世帯の男女別就業率・平均年間就労収入

	母子世帯	父子世帯
就業率	86.3%	88.1%
	役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者 53.5%	役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者 91.6%
	役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者 46.5%	役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者 8.4%
平均年間就労収入	236万円	496万円
	正規雇用労働者 344万円	正規雇用労働者 523万円
	パート・アルバイト等 150万円	パート・アルバイト等 192万円

※男女共同参画局「男女共同参画白書 令和5年版」をもとにキッズドアが作成

出典：キッズドアHP「ひとり親世帯の貧困」
<https://kidsdoor.net/issue/singleparent.html>

ひとり親世帯が抱える困難さ

ひとり親世帯の状況

食料が買えない経験がある(2022年)

ひとり親世帯 21.1% (17年比13.8ポイント減)

子育て世帯全体 12.2% (4.7ポイント減)

大学などへの進学率(21年)

ひとり親世帯 65.3% (16年比6.8ポイント増)

参考・18歳全体 83.8% (3.8ポイント増)

※国立社会保障・人口問題研究所の調査。各進学率は厚生労働省、文部科学省の調査に基づく

ひとり親世帯の母親・父親が抱える悩み

こどもについての悩み

- ・ 母子世帯の場合、**教育・進学**（60.3%）、**しつけ**（8.8%）、就職（5.8%）
- ・ 父子世帯の場合、**教育・進学**（57.5%）、**しつけ**（8.9%）、食事・栄養（6.9%）

自分自身についての悩み

- ・ 母子世帯の場合、**家計**（49.0%）、仕事（14.2%）、**自分の健康**（10.7%）
- ・ 父子世帯の場合、**家計**（38.2%）、家事（14.1%）、**自分の健康**（11.8%）

相談相手の有無

- ・ 「**相談相手なし**」と回答した割合は、**母子世帯では21.9%、父子世帯では45.2%**
- ・ そのうち、母子家庭も父子家庭でも、**約半数は相談相手がほしい**と回答

ひとり親世帯への支援：それぞれの背景に合わせた支援を

ひとり親家庭の多様性に応じた支援

ひとり親家庭の抱える課題は、ひとり親家庭全体に共通する汎用性のある課題、ひとり親家庭の個別状況により異なる課題の双方があることを念頭に置いて、支援を行うことが必要になります。

ひとり親となった理由に応じた支援のポイントは、下記のようなものがあります。

表 2-1 ひとり親となった理由に応じた支援のポイント

理由	特性	支援のポイント
離婚	離婚手続き等による消耗 住居の問題が切実 元配偶者等とのあつれき 子どもへの遠慮	子どもの年齢による面会交流・養育費、 DV などへの考慮、公営住宅や母子生活 支援施設入居への支援
死別	死別による悲しみと諸手続き等による 消耗	グリーフケア（悲しみから立ち直れるよ う寄り添った支援）
未婚	認知手続き等による消耗 実家との関係 子どもへの遠慮	周囲の支援者の有無の確認、妊娠・出産 の受けとめ、子どもの認知、養育費、 育児支援

世帯を取り巻く状況：ヤングケアラー

ヤングケアラーはこんな子どもたち

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

出典：厚生労働省『令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修「ヤングケアラーとその家族の支援」』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001092918.pdf>

ヤングケアラーであることは、何が問題なのか

本来大人が担うと想定されている日常生活上の世話（家事や家族の介護など）を過度に行っていることにより、こども・若者自身がやりたいことができないなど、こども・若者自身の権利が守られていないことが問題。

学校を休みがち（遅刻・早退）

自分の時間が取れない

勉強の時間が取れない

友達と遊ぶ時間が取れない

部活・習い事ができない

友達と会話が合わない

孤独・孤立

睡眠不足・身体の不調

進路変更（夢を諦める）

などの影響の可能性あり

「お手伝い」との違い

- ①ケアを要する家族がいるという条件下で担っているという「状況の違い」
- ②担っていることの「内容、量（頻度や時間）の違い」
- ③ケアに対する「責任の度合いの違い」

濱島淑恵, 2021,『子ども介護者』角川新書,p.160より

ヤングケアラーに気づくことの難しさ

ヤングケアラーは表面化しにくい

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。（厚生労働省・文部科学省2021）

ヤングケアラーは表面化しにくい理由

家族規範
(家族のことは
家族でなど)

家族への忠誠心
(家族が責めら
れないかなど)

社会サービス等
への恐れ

スティグマや
いじめへの恐れ

日常になってお
り、自覚がない

限られた支援
ネットワーク

法的支援の狭間
に置かれている

支援者の先入観
(ケアをしている
のは大人、
キーパーソン)

ヤングケアラーに、まずは気づくことが重要

こどもまんが
こども家庭庁

ヤングケアラーに気づくことの重要性



- ・病名や適切な対処が分からない中で必死でケアをしている
- ・困っているか聞かれても、これが日常だから分からない
- ・家族のことは家族が解決するのが普通でしょ
- ・他の人に家の状況を知られたくない

周囲の機関・大人が
アプローチしない



- ・過度な負担をこども・若者が一人で抱え込み続ける



- ・身体的精神的負担
- ・こども・若者らしい時間が奪われる
- ・孤立



周囲の機関・大人がヤングケアラーに気づき、適切な関わりを続ける

- ・客観的に見た家族の状況を知る
- ・自分が支援を求めて良い状況だと知る
- ・支援策があることを知る



本人や家族の受け入れの下、必要な支援につながる

- ・ケア負担の外部化・軽減
- ・こども・若者らしい時間の確保

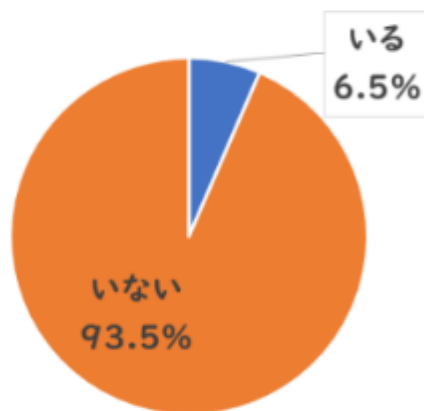
ヤングケアラーはどれくらいいるのか？

ヤングケアラーの割合

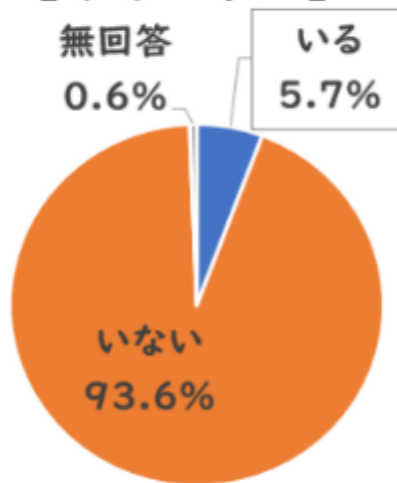
世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合は、
小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%

図表 世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合

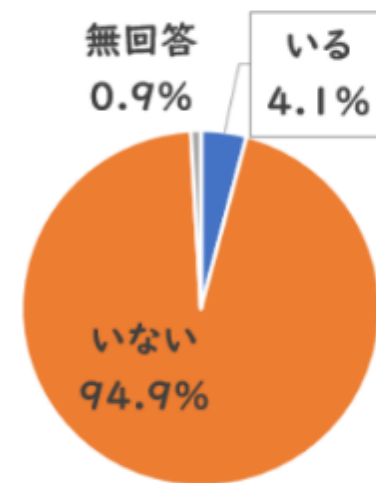
【小学6年生】



【中学2年生】



【全日制高校2年生】



(日本総研2022、三菱リサーチ&コンサルティング2021より森田が作成)

ヤングケアラーの実態

ケアをしている相手

世話をしている家族の続柄は、いずれの学校種でも、「きょうだい」が最も高く、小学6年生で71.0%、中学2年生で61.8%、全日制高校2年生で44.3%

図表 世話をしている家族の続柄及び状態（複数回答）



・父母の状態
「わからない」33.3%、「日本語を第一言語としない」10.9%
・祖父母の状態
「高齢（65歳以上）」63.0%、「要介護」21.0%、「認知症」19.8%
・きょうだいの場合
「若い」73.9%、「わからない」8.5%

・父母の状態
「身体障がい」20.0%、「精神疾患、依存症（疑い含む）」17.3%
・祖父母の状態
「高齢（65歳以上）」80.9%、「要介護」27.7%、「認知症」19.1%
・きょうだいの場合
「若い」73.1%、「知的障がい」14.7%

・父母の状態
「身体障がい」15.4%、「精神疾患、依存症（疑い含む）」14.3%
・祖父母の状態
「高齢（65歳以上）」76.8%、「要介護」33.3%、「認知症」23.2%
・きょうだいの場合
「若い」70.6%、「知的障がい」8.1%

（日本総研2022、三菱リサーチ&コンサルティング2021より森田が作成）

出典：厚生労働省『令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修「ヤングケアラーとその家族の支援」』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001092918.pdf>

ヤングケアラーの実態

ヤングケアラーの自覚

「あてはまる」と答えた人の割合は、いずれの学校種でも、
世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合の1/2前後以下

図表 自分はヤングケアラーにあてはまるかどうか

%

	調査数	あてはまる	あてはまらない	わからない	無回答
中学2年生	5,558	1.8	85.0	12.5	0.7
全日制高校2年生	7,407	2.3	80.5	16.3	0.8



ヤングケアラーの実態

ヤングケアラーがしているケアの頻度

家族の世話をする頻度は、

小学6年生で、**ほぼ毎日**が52.9%、週に3～5日16.0%

中学2年生で、**ほぼ毎日**が45.1%、週に3～5日17.9%

全日制高校2年生で、**ほぼ毎日**が47.6%、週に3～5日16.9%

ヤングケアラーがケアに費やす時間

平日1日あたりに、**家族の世事に費やす時間**の平均は、

小学6年生で、**2.9時間**

中学2年生で、**4.0時間**

全日制高校2年生で、**3.8時間**

支援における留意点：ヤングケアラーに気づく、寄り添う

気に向け、寄り添う

本人や家族に自覚がない状態では、**自らサポートを求める**ことは難しい

子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点をもちにくい。自分の担う家庭内の役割が他と異なることに気づきにくい

話を聴いてもらえる機会や、話を聴いてもらえるという発想自体を持ち合わせていない可能性もある

本人のことを気に向け、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聴く等して本人を支える

プライバシーへの配慮

家庭のことを知られたくないと思っていることも多い

話したことが家族に伝わることを心配している場合もある

ヤングケアラーが**個別に話すことができる環境**をつくる

本人の意思を確認することなく、本人からの**相談内容を家族に伝えることは原則的にしない**

支援における留意点：ヤングケアラーに気づく、寄り添う

ケアをしていることを否定しない

本人としてはケアをしたくないわけではなく、**負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという思いがある**ことも少なくない

ケアをしていることを否定されると、**自分がしてきたことを否定されたように思ってしまう**こともある

ケアをすることの良い面への理解

ケアをしている状況について可哀そうと憐れまれることを嫌がる場合もある

家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等のよい側面もあり、単純に悪いことと思われたくない

＊過度に美化されると、相手の期待に沿えないことなどに負担を感じることもある

家族を責めない

ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で**家族が責められることで本人も傷つく可能性がある**

出典：厚生労働省『令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修「ヤングケアラーとその家族の支援」』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001092918.pdf>

支援における留意点：支援が必要な状況とは？

支援の必要性・緊急性が高いヤングケアラーとは？

- ✓ ケアの担い手が、**自分（こども）** しかいない
- ✓ ケアに費やす時間が長く、**学校を欠席・早退・遅刻する**頻度がたびたびある



対応策

- ✓ こどもの希望を踏まえて、ニーズをアセスメントする
- ✓ 多機関連携での支援
 - 学校 → こどもへの学びの機会を保証する
 - 医療や介護 → 必要なケアの提供
- ✓ 本人への息抜き：居場所の提供、レスパイト（こどもを一時休ませる）
- ✓ ピアサポートやカウンセリング

出典：こども家庭庁「支援の必要性・緊急性の高い支援対象者等について」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/1652c556/20240612_policies_young-carer_16.pdf
厚生労働省『令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修「ヤングケアラーとその家族の支援」』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001092918.pdf>

を参考に作成

精神疾患を抱える保護者：さまざまな症状



統合失調症

- 陽性症状
(妄想、幻聴)
- 陰性症状
(閉じこもり、感情が乏しい)
- 認知機能障害
(覚えられない、注意散漫) など



気分障害

(うつ病・双極性障害)

- うつ症状
(悲観的、気分が沈む、自傷念慮)
- そう症状
(多弁、浪費、万能感、攻撃的)



神経症性障害

(不安障害・パニック障害・強迫性障害 など)

- 動機やめまいなどのパニック症状
- 予期不安
- 考えにとりつかれ、同じ行動を繰り返す
(手洗いなど)



物質関連および
嗜癖性障害
(アルコール・薬物・
ギャンブル など)

- アルコールや薬物、ギャンブルなどやめたくてもやめられない
- 生活、仕事、人間関係に支障をきたしている
- “依存症”



出典：精神疾患の親をもつ子どもの会「ゆら育プロ」1-1主な精神疾患

https://b1008ba1-f3b9-46c5-b0ef-bbdbcedcd692.filesusr.com/ugd/27e990_d1d6b7107a934454ae0113ca423575bc.pdf

精神疾患を抱える保護者：どんな振る舞いや言動をしやすいか？

普段の関わりの中で・・・

- ✓ 気分のムラが激しい
- ✓ 些細なことで激昂する、攻撃的になる
- ✓ 引きこもりがち、反応が薄い
- ✓ 臨機応変な対応、柔軟な対応が苦手
- ✓ 沢山のことが覚えられない
- ✓ 優先順位がつけられない
- ✓ 自分の考えにこだわる、とらわれてしまう
→アドバイスをなかなか聞き入れない

普段と、どう違う？
今日は、調子が悪い？

眠れなかった？

薬飲めてない？

ストレスがかかるきっかけがあった？

伝え方で混乱しやすい？

対応

- 紹介先の事業者等に普段の様子を確認しておく
- 調子が悪化しやすい状況を聞いておく
- 調子が悪そうな日は、ゆっくり休んでもらう、刺激しすぎない
- 思いを受け止める
- わかりやすく伝える

精神疾患を抱える保護者：他機関や専門家に相談する時

こんなことに困ったら・・・

✓生活・仕事・人間関係でトラブルを 起こしている

例) 大声・暴言 →家族や近隣への迷惑
仕事や保育園などの無断欠席

✓精神疾患の悪化が疑われる

例) 外来受診や内服の中断
自傷行為、他害行為が増えている
生活リズムが崩れてしまっている
(訪問しても活動ができない、など)

このまま訪問だけ
続けていても
いいのかな？

状況が悪化しているん
じゃないだろうか？

対応

- 紹介先の事業者等に報告・相談する
- 必要時は、警察を呼ぶ（危険な時）

補足

対応能力を超えた要求をされたら

精神疾患とは関係なく



すぐに怒る
無理な要求

- 本人の「対人関係の苦手さ」として捉える
- 自分の感情も動くことを意識する
- できることの限界を認識する
- 組織として一貫した対応をとる

精神疾患を抱える保護者と暮らすこどもたち

精神疾患の親をもつ子どもの割合

15~23%



精神疾患の親をもつ子どもは、子ども全体の15~23%いると言われています。このことから多くの当事者の子ども・若者が見えない存在となっていることがわかります。

子どもの精神疾患罹患率

精神疾患罹患率

2.5倍



精神疾患の親をもつ子どもの多くが悩みを1人で抱え『孤独感』を感じながら生きています。メンタルヘルスへの影響はとて大きく、子ども自身が精神疾患を発症するリスクが高くなっています。また、心身の健康・社会生活への支障が出る可能性が高いことがわかっています。

参考文献：陸山正子, 横山恵子, 坂本拓, 小林鮎奈, & 平間安喜子. (2021).

精神疾患のある親をもつ子どもの体験と学校での相談状況：成人後の実態調査. 日本公衆誌, 第68巻(第2号), 131-143.

支援における留意点：こどもへの対応

嫌だった経験：周囲の大人から

親に対してきつい物言いをしたり、失礼な態度で接してこられた

親のことを悪く言われたことがつらかった



親をぞんざいに扱わないでほしい

＊藤山ら、調査報告書、2020、自由記載より

嫌だった経験：周囲の大人から

子どもに過度な負担を負わせないでほしい

親戚からは親の面倒をみるように言われた



習い事の先生に「お母さんがつらいんだから、あなたがしっかりしなさい、笑ってなきゃだめよ」と言われた

＊藤山ら、調査報告書、2020、自由記載より

嫌だった経験：支援者から

医師からは病気は治らないと冷たい言葉を受けた

病院に相談に行ったら、家族の中でなんとかしたらと言われた



人に助けてもらえない経験をするとう人を信頼できなくなる

＊藤山ら、調査報告書、2020、自由記載

嫌だった経験：支援者から

子どもの気持ちを無視しないでほしい



スクールカウンセラーに話すと、心理的虐待だ、児童相談所に保護してもらえ、と言われた

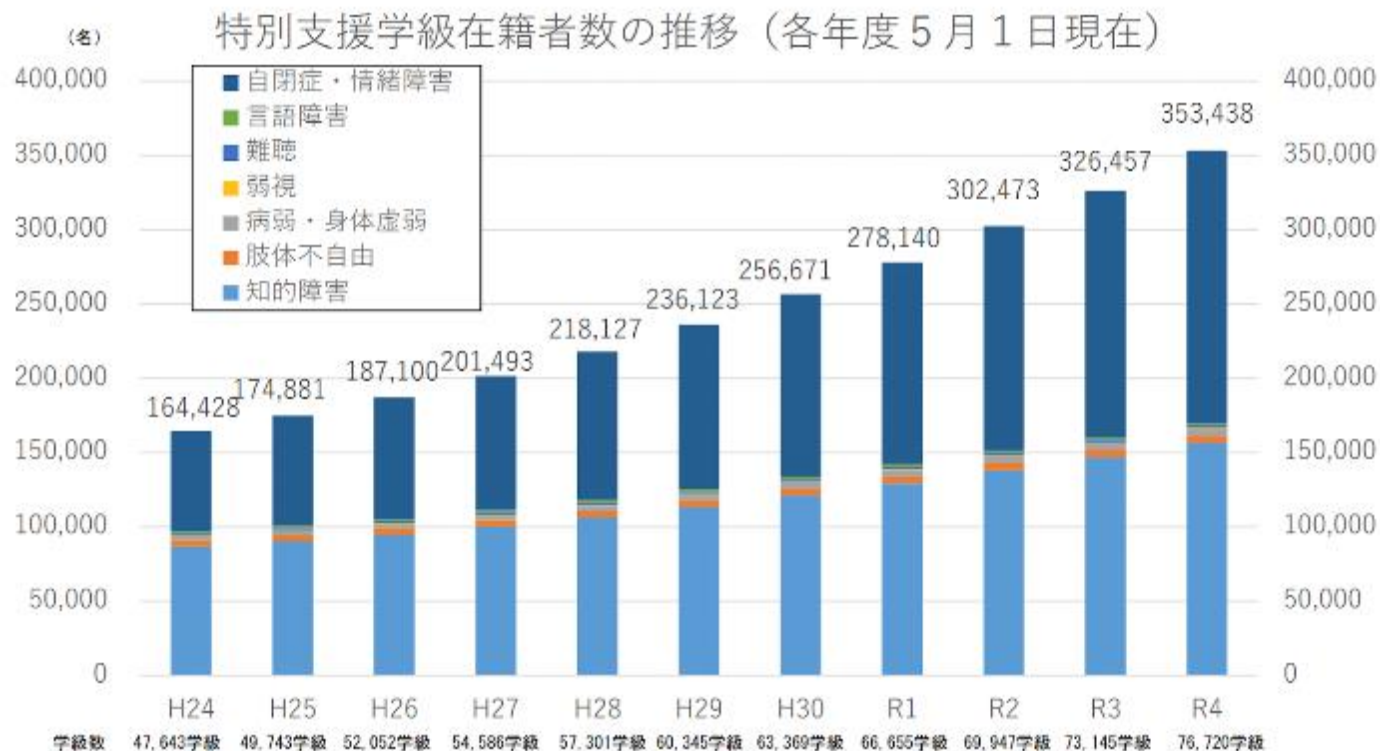
＊藤山ら、調査報告書、2020、自由記載

出典：精神疾患の親をもつ子どもの会「ゆら育プロ」4-1子どもについて

https://b1008ba1-f3b9-46c5-b0ef-bbdbcedcd692.filesusr.com/ugd/27e990_e509444cb6124313b4d89ae7ef779c87.pdf

障害を抱えて暮らすこどもたち

義務教育段階の児童生徒数は過去10年で約1割減少しているが、
特別支援学級の在籍者数は倍増している



【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

（出典）学校基本調査

出典：文部科学省「特別支援教育の充実について」

https://www.mext.go.jp/content/20211009-mxt_tokubetu02-000018244_02.pdf

通級に通う発達障害児の数は増加傾向

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



- ・ 障害への理解が深まった
- ・ 問題を避けるために支援級や通級を使う場合も

(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

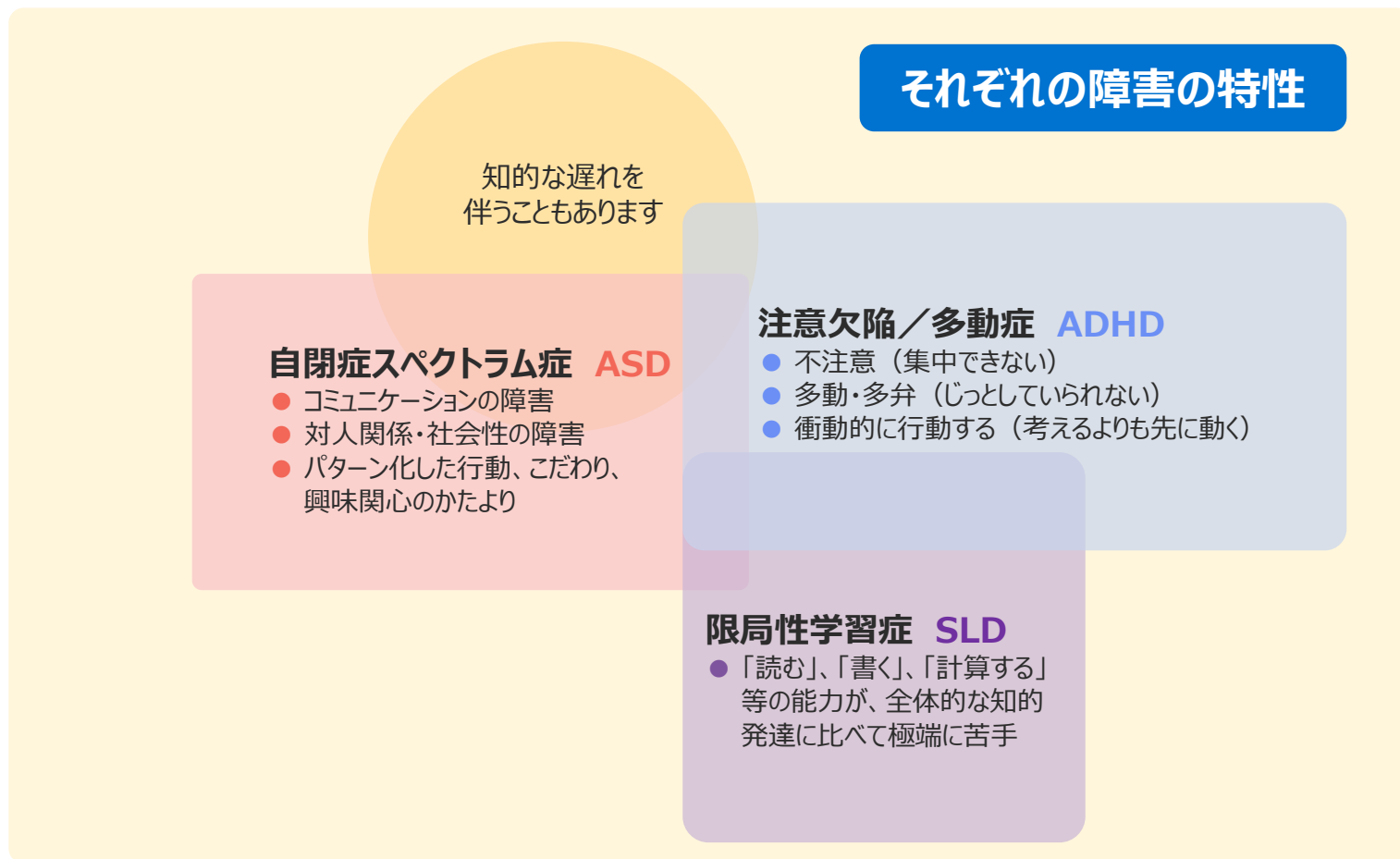
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

出典：文部科学省「特別支援教育の充実について」

https://www.mext.go.jp/content/20211009-mxt_tokubetu02-000018244_02.pdf

障害を抱えて暮らすこどもたち：神経発達症（発達障害）

神経発達症（発達障害）＝脳の機能の障害により、物事の捉え方や行動パターンに違いがあり、日常生活に困難さがある



神経発達症のこどもたち：どんな振る舞いや言動をしやすいか？

自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠陥/多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）のこどもたちが持ちやすい傾向は、

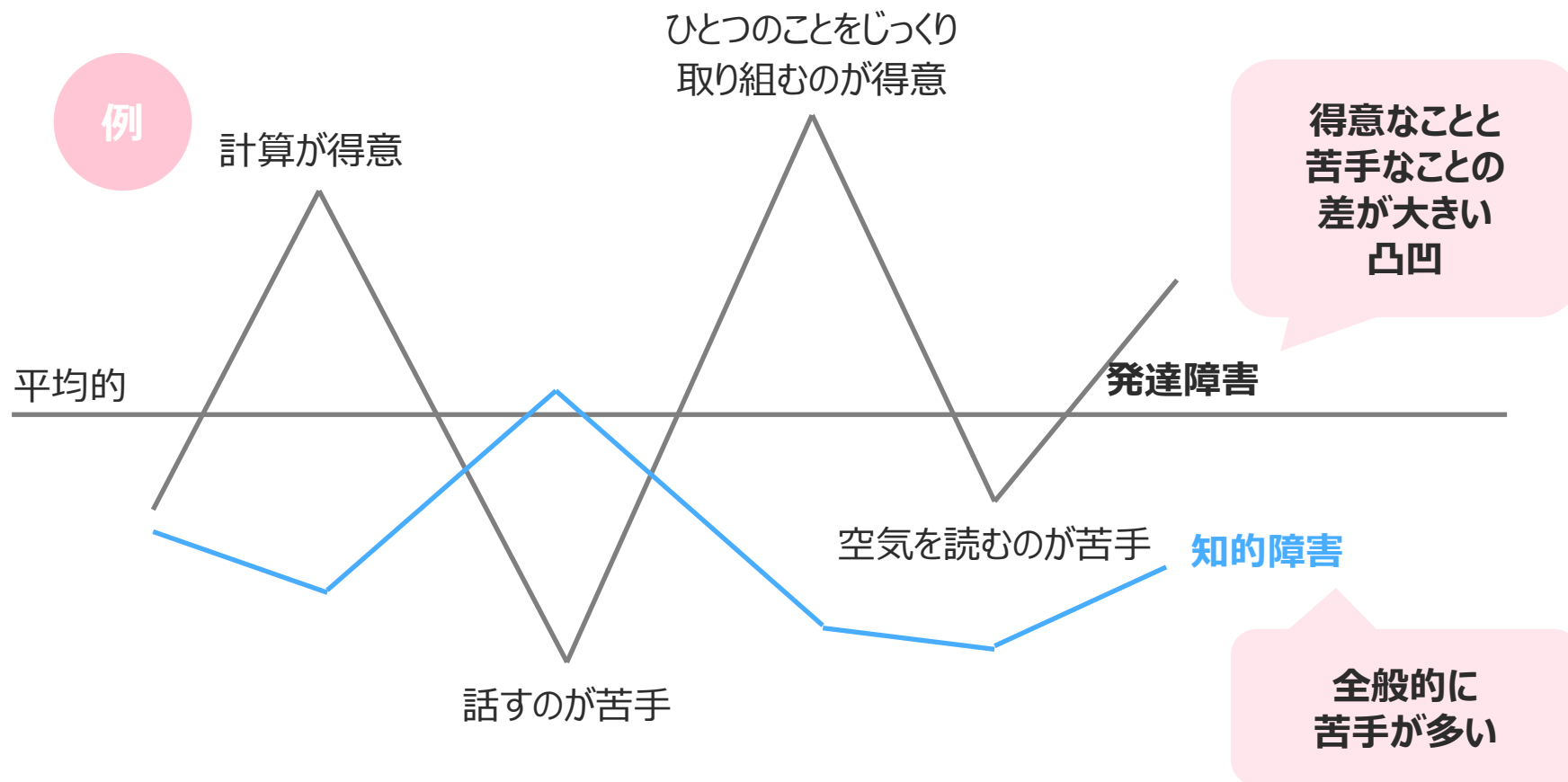
- 1 対人関係や認知の発達がスムーズでない
- 2 情報や状況を整理して受けとりにくい
- 3 本人なりのこだわりや感覚の過敏・鈍磨などをもつこともある
- 4 自分の思いや感情を相手に伝えられず、行動化しやすい

その結果、

- ・ 不安・怖さ・おびえなどの感情を持つが相手に伝えられないために、**適切な行動の取得をしにくい**
- ・ **対人関係の成長が遅れがちになる**（要求の出し方、感情のコントロールが幼いと感じる）
- ・ **自己肯定感が低くなりやすい**

* 安定した愛着関係が形成されていない時にも、同様な行動状態を示す場合がある

神経発達症と知的障害はどう違う？



障害を抱えて暮らすこどもたち：知的障害

知的障害とは

記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態

状態像

- 幼少期では、言語発達の遅れや指示、ルール理解がなかなかできない。感情や要求の適切な表現がわからず、友だちとの関わりが上手くいかない。自信が持てず、不安が高くなりやすい。
- 乳幼児期の知的障害の診断は難しい。言語発達の遅れ等で気づく場合もある。



出典（下図）：子ども情報ステーションbyぷらすあるふぁ「知的障害」

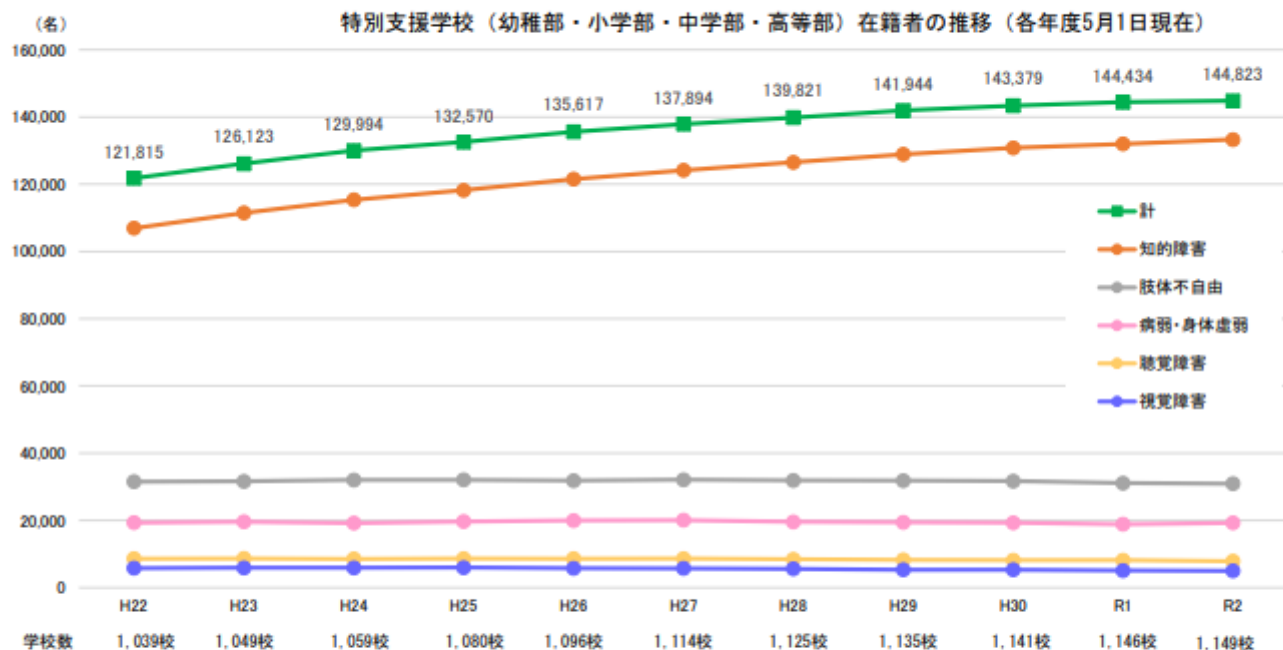
<https://kidsinfost.net/wp-content/uploads/2015/10/intellectual-disabilities.pdf>

出典（本頁全体）：こども家庭庁「子育て支援員研修 基本研修 科目7：子どもの障害」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a403ad66-5106-4844-9f3b-3686fd713b35/cdcdb7cf/20231013-policies-kosodateshien-kosodateshien-kyozai-000914709.pdf

障害を抱えて暮らすこどもたち：身体的障害（肢体不自由）

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



- 一番多いのは知的障害
- 二番目に多いのが
身体的障害（肢体不自由）

【令和2年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281
学級数	2,117	2,789	31,799	12,284	7,653	56,642

（出典）学校基本統計

※表の学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、グラフと表の数値は一致しない。

障害を抱えて暮らすこどもたち：身体的障害（肢体不自由）

3. 肢体不自由

1 肢体不自由とは

- **上下肢や体幹の機能に永続的な障害**がみられ、運動や動作に不自由がある。その程度は**軽度から寝たきり**まで、幅がある。

2 困難な状態

- 姿勢維持や移動などの粗大な運動の困難
- 腕や手を動かす、指での操作や協応動作の困難
- 口腔が上手く動かせず、言葉の獲得や明確な発音の困難
食事や唾液の飲み込みが上手くいかない場合もある

3 乳幼児期の主な原因

- **脳性麻痺**、二分脊椎、筋ジストロフィー、先天性股関節脱臼など

4 脳性麻痺

- 妊娠中から生後 1 カ月までの何らかの原因で、体の運動に困難を伴う**非進行性の運動障害**
- 知的障害など他の障害や疾患を重複する場合もある

- 動かさずにいると、筋肉が硬くなる、関節の動きが制限され、かたまる
- 受動的になりやすく、心の発達への影響がでる

出典：こども家庭庁「子育て支援員研修 基本研修 科目7：子どもの障害」

身体的障害（肢体不自由）：こどもと大人、どう違う？

■ 脳性麻痺を中心とした障害児成育期（リ）ハビリテーションと脳卒中高齢者リハビリテーションの相違

	脳性麻痺児	脳卒中
発症	胎児期～周産期～生後（４週）	多くは中高年
発症日	多くは特定困難	特定可能
脳障害の程度	広範囲	限局性
麻痺型	痙直型両麻痺、四肢麻痺が多い	片麻痺が多い
障害の回復時期	成育期	限定的
脳の可塑性	ある	可塑性はある
機能予後予測	ある程度可能～困難	多くは可能
合併症	知的障害、痙攣が多い	呼吸器感染症、褥瘡、脳機能障害など
リハビリテーション医療の特徴	顎定～歩行まで新たな機能を連続的に獲得していく 成育期（リ）ハビリテーション	失った機能を回復する 急性期～維持期リハビリテーション医療 残存・代償機能の活用
リハビリテーション医療の内容	こどもの意欲を高める きめ細かな保護者支援指導 運動面だけでなく全人的発達を促す（興味、遊びの拡大、視 知覚・認知障害、対人関係、社会適応への対応など） 標準化が必要	本人の努力・意欲 単純な課題でも繰り返し実施できる
リハビリテーションシステム	通院・通所（必要な例では頻度を増やす）、親子入院（１～３カ月、集中（リ）ハビリテーションと保護者へのきめ細かな支援）、地域生活支援のための入院（成育期、１～６ヶ月集中（リ）ハビリテーション）	通院、通所、入院、施設入所、訪問リハビリテーションなど
機能維持	成育期以後長期に加齢による二次障害を防止する介助立位の維持	寿命
環境調整	家庭、教育機関、地域資源	家庭、地域資源
専門医師、療法士	不足	ある程度充足

出典：朝貝芳美「肢体不自由児とは」 Jpn J Rehabil Med 2020 ; 57 : 584-588
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjrmc/57/7/57_584/_pdf/-char/ja

医療的ケア児

医療的ケア児について

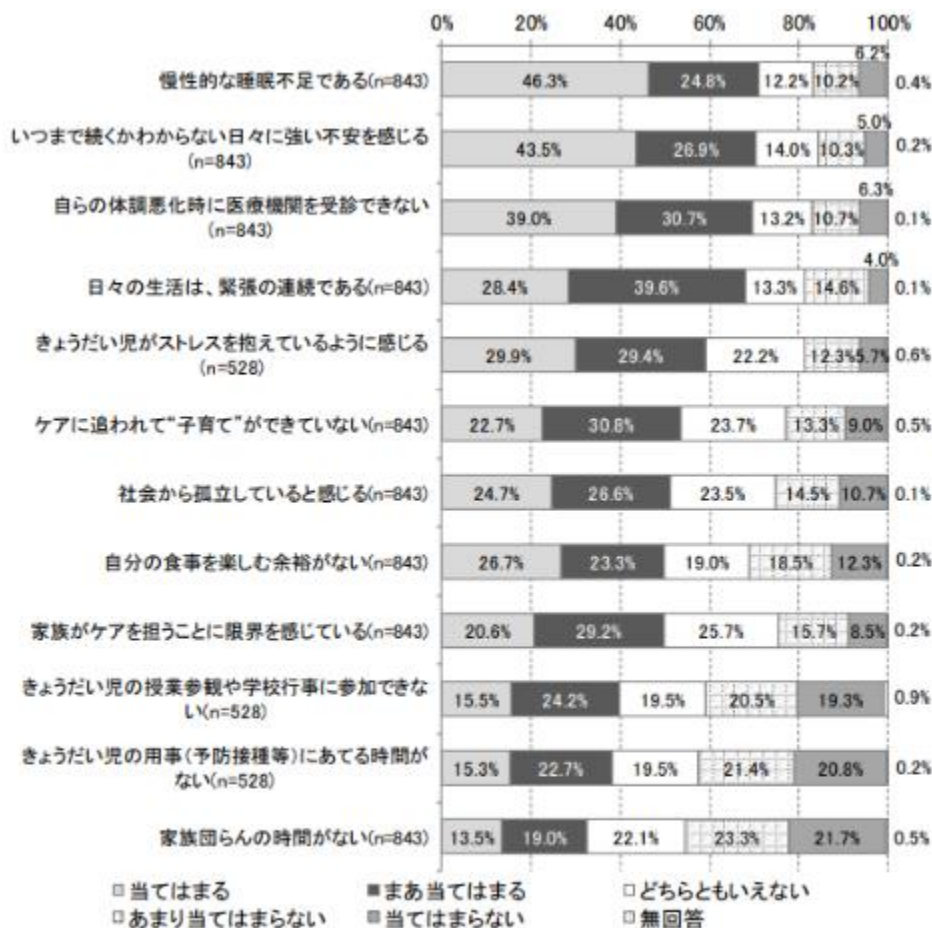
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、**約2万人**（推計）である。



出典：こども家庭庁「医療的ケア児について」

医療的ケア児を育てている保護者の状況

家族の抱える生活上の悩みや不安等



(注) 「きょうだい児がストレスを抱えているように感じる」、「きょうだい児の授業参観や学校行事に参加できない」、「きょうだい児の用事(予防接種等)にあてる時間がない」は、同居家族にきょうだい児が含まれる人へのみ尋ねている。

- 慢性的な睡眠不足
- 将来への強い不安
- 誰も頼れない緊張感・孤立感
- きょうだい児への思い

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「医療的ケア児とその家族の生活実態調査 報告書」
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/05/koukai_200520_1_1.pdf

支援における留意点

1. 「**発達障害、知的障害、身体的障害**の各障害には、それぞれの様相の特徴がある。」
(複合的な症状がでている可能性がある)
2. 「障害の程度は一人ひとり異なり、**子どもをよく観察**して、状態像をつかむ。」
(普段の状況を知っているのは、お母さん・お父さん！)
3. 「乳幼児期に明確な診断がつくことは少なく、**グレーゾーン**の子どももいることを念頭に置く。」
(保護者もその特性や傾向があるが未診断な場合もある)

求められる支援：それぞれの状況に合わせた工夫や配慮を

1 こどもをよく観察し、こどもの状態像を把握する

- どんなことが好き？どんな時が落ち着く？

2 こどもが内容を習得しやすい対応を工夫する

- 得意なこと、苦手なことにあわせた工夫
- 混乱しにくいように、視覚的にもわかりやすい工夫、イメージしやすい工夫
- こどもが興味を持っていることを活用する
- 穏やかな環境、落ち着きやすい空間作り



出典（左下図表）：子ども情報ステーションbyぷらすあるふぁ「『発達障害』子どもと一緒にイラストで学ぶページ 特性、周囲のサポート方法など」を参考に作成

https://kidsinfost.net/disorder/illust-study/neurodevelopmental_disorders/

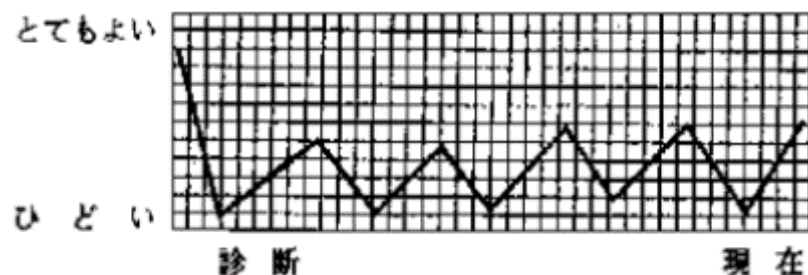
出典（本頁全体）：こども家庭庁「子育て支援員研修 基本研修 科目7：子どもの障害」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a403ad66-5106-4844-9f3b-3686fd713b35/cdcdb7cf/20231013-policies-kosodateshien-kosodateshien-kyozai-000914709.pdf

保護者が抱える悩み：障害の受容



図6 障害の受容の過程



保護者の内面には、**障害を肯定する気持ち**と**障害を否定する気持ち**の両方の感情が常に存在する。

こどもが一般に歩き始める時期や言葉が出る時期、また進学する時期など、**発達の節目に悲哀が再起すること**があり、健常児では当たり前の発達の事象や社会的な出来事が、障害児の家族の悲哀を再燃させる**きっかけとして潜在的にある**。

保護者の気持ちに寄り添う

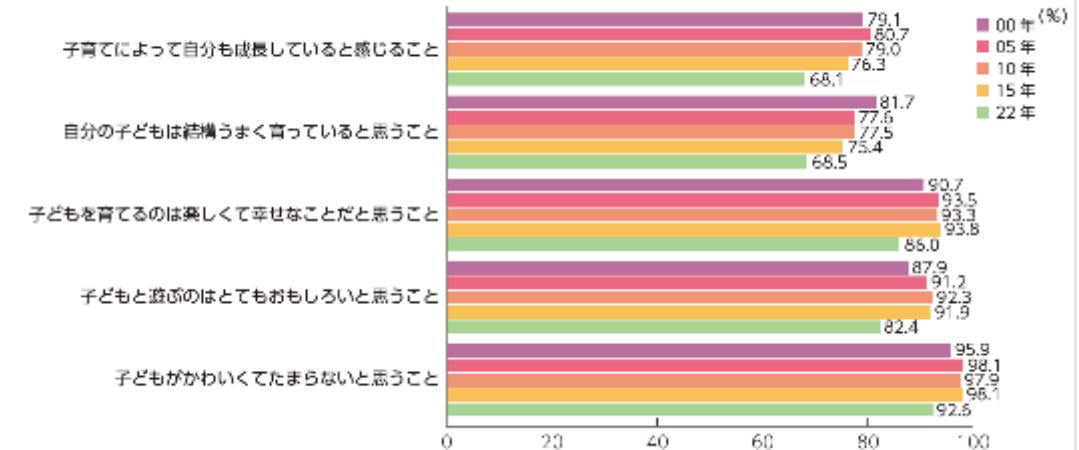
- こどもの発達や将来への不安が大きい
- 他の人に理解してもらいにくい苦しさ、孤立感
- 障害を受容する困難

その他：多くの保護者が抱える子育ての悩み

母親が感じている子育てへの思い

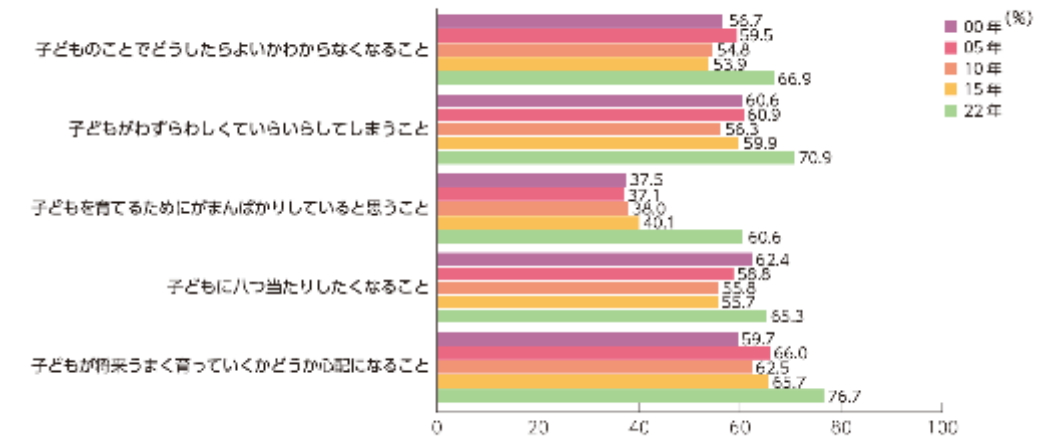
- 2015年から2022年にかけて、母親の子育てへの**肯定的な感情は減少傾向**である
- その一方で、子育てへの**否定的な感情が大幅に増加している傾向**にある

図2-1-1 子育てへの肯定的な感情(経年比較)



※「よくある」と「ときどきある」の%。

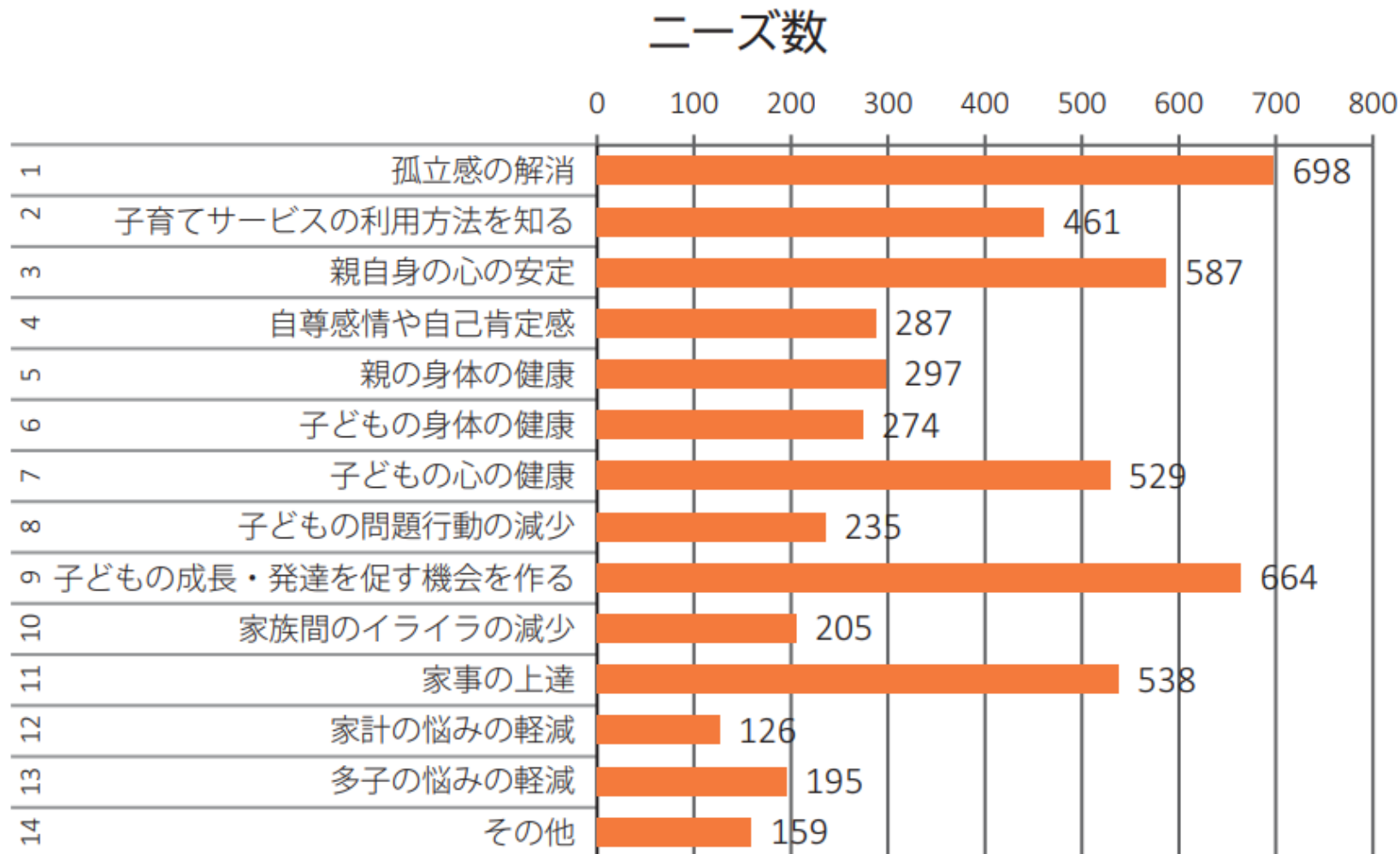
図2-1-2 子育てへの否定的な感情(経年比較)



※「よくある」と「ときどきある」の%。

出典：ベネッセ教育総合研究所「第6回幼児の生活アンケート」

訪問型支援で、どんな保護者の支援ニーズに対応できるか？



出典：特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン「地域の力で子育ての孤立を解消する家庭訪問型子育て支援・ホームスタート 支援拡充プログラム開発レポート」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000793816.pdf>

学齡児がいる家庭への支援では、どんなことが求められているか？

話をする	さり気なく私の話を聞いたり、子どもたちの話を聴いてくれた。	子どもの事やたわいもない話、愚痴をじっくり聴いてくれた。
	経験を話してくれ、自分だけではないと思え、少しほっとした。	今困っていることを話すことで、問題が解決し、気持ちが楽になった。
一緒にいる	親子のそばにいてくれた。	子どもと1対1ではなく、大人がいてくれることで安心感が持てた。
	食事の支度の大変さなど、気持ちをわかってもらえていると感じた。	来てくれる週はなんとかがんばれると思えた。
他の支援の利用	他の支援も使えるようになった。	いろんなサポートがあることをまとめて教えてもらうことができた。
子育て経験・情報	男児の子育てについて話せて参考になった。	スマホとの付き合い方についてどうしているか教えてもらった。
親子の関係づくり	子どもと親との関係を作るきっかけになった。	子どもが求めていたことに応えてあげられなかったので、大変助かった。
子どもの遊び 成長の機会づくり	一緒に公園などにお散歩に行った。子どもも喜んでた。	子どもがイキイキと遊んでくれたことがうれしかった。
	子どものしたいことを受け入れて一緒に遊んでくれて良かった。	公園に行き、ボール遊びや、川沿いを散歩した。十分身体を動かした。
子どもの ストレス発散	ひとりひとりの子どもの興味を察知して、話しかけてくれた	他人が入ることで、子ども同士のケンカが減った。
	親以外の人と話したり一緒に過ごし、子どももストレス発散できた	ビジターさんが一緒に遊んでくれて、とてもリフレッシュできたと思う。
家事	一緒に洗濯物をたたんだり、子どもの世話をしてもらいとても助かった。	家事が進んで、時間も気持ちの余裕もできた。

求められる支援：こどもにとってとても大切な「遊び」



出典：公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本小児科医会「遊びは子どもの主食です～スマホを置いてふれあい遊びを～」

https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/asobihashusyoku_161215_poster.pdf